

上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

上尾市

目 次

第 1 章 計画策定の背景と趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の範囲	4
第 2 章 地域の概況	5
1. 地域の概況	5
2. 将来計画	10
第 3 章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	13
第 1 節 ごみ処理行政の状況	13
1. 我が国におけるごみ処理行政の動向	13
2. 埼玉県及び周辺市町村の動向	16
第 2 節 ごみ処理の現状把握	18
1. ごみ排出量状況及び性状	18
2. ごみの減量化・資源化状況	24
3. 最終処分量の状況	27
4. ごみ処理体制	28
5. 温室効果ガスの排出状況	30
6. ごみ処理経費の状況	31
第 3 節 ごみ処理施策の評価及び課題	32
1. 計画目標及び数値目標達成の進捗状況	32
2. 実施状況の整理	33
3. 一般廃棄物処理システムの評価	36
4. 市民意識	38
5. 課題の抽出	44
第 4 節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	46
1. ごみ発生量の将来推計（現況推移）	46
2. 基本目標	53
3. 施策体系	57
4. 基本方針ごとの施策	58
第 5 節 計画の進行管理	71
1. 推進体制	71
2. 進行管理	71
参考資料：1. 実績値（ごみ排出量）	72
2. 実績値（その他）	73
3. ごみ発生量の将来推計（現状推移ケース）	74
4. ごみ発生量の将来推計（目標達成ケース）	75

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

1. 計画策定の目的

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の発生抑制、発生から最終処分までの適正処理の促進、さらには、再生利用可能な廃棄物の循環利用の促進を目指し、計画的な廃棄物処理を推進するための基本方針です。

国は、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定、さらには、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」に基づいた各種リサイクル法の整備など、循環型社会形成に寄与する仕組み作りを行っています。

近年の国際的な動向として、平成 27 年 9 月の国連サミットにおける「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択により「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げられました。廃棄物分野においても、プラスチックごみによる海洋汚染の防止や食品ロスの削減などが世界的な取り組みとして注目されるほか、平成 27 年 12 月のパリ協定の採択を契機とした地球温暖化対策においても資源循環分野での温室効果ガス排出削減が求められています。

我が国では、このような国際的な動向や国内の資源循環の状況を踏まえ、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。また、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が、令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」といいます。）が施行されたほか、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした国民の生活様式の変化など、廃棄物政策においても社会から求められる事項が大きく変容しています。

上尾市は、平成 27 年度（平成 28 年 3 月）に令和 7 年度を目標年度とした「上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」といいます。）」を策定し、計画的な廃棄物の減量化、再資源化、適正処理に取り組んできました。今般は計画の中間見直し期間にあたりますが、前述の背景及び市内のごみ処理の状況を踏まえて、前計画の見直しでなく、計画を新たに策定します。

なお、本市では伊奈町とのごみ処理広域化を、11 年後（令和 15 年から新施設稼働開始を予定）に控えていることから、令和 3 年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画（令和 4 年 3 月）」との整合を図るものとします。

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

ーSDGs についてー

SDGs (Sustainable Development Goals [持続可能な開発目標] エス・ディー・ジーズ) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs が目指すところは、「世界の貧困をなくす」ことや「持続可能な世界を実現する」ことです。

そのために、大別して 5 つの P (People [人間] = 世界の貧困をなくす、Prosperity [繁栄] = 「つづく経済」をつくる、Planet [地球] = 環境を守り育てる、Peace [平和] = 仕組みづくり、Partnership [協働] = 実現のための資金と協力関係を作る) からなる 5 分野、17 個のゴール (目標) が設けられています。

このうち、本計画に関連の深いゴールは「12 つくる責任つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「17 パートナシップで目標を達成しよう」であり、3 つのゴールに資する計画とします。



【SDGs17 の目標】

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

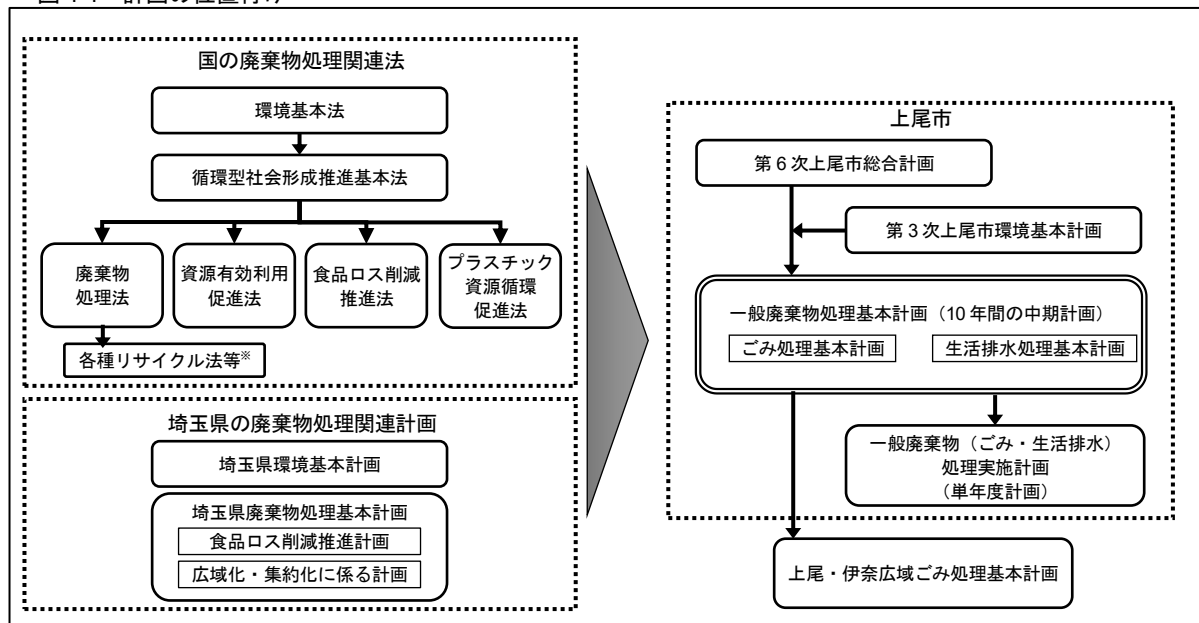
第 1 章 計画策定の背景と趣旨

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置付け、ごみの発生量と処理量の見込み、排出抑制等の方策、分別区分などを定めます。

なお、本計画の策定・見直しに際しては、関連法のほか、本市の「第 6 次上尾市総合計画」及び「第 3 次上尾市環境基本計画」との整合を図ります。

図 1-1 計画の位置付け



※各種リサイクル法等には、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法に加えて、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を含む

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

3. 計画の範囲

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

(2) 計画範囲及び対象廃棄物

本計画は、本市全域で発生する一般廃棄物の排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分に至るまでの全工程を対象範囲とします。

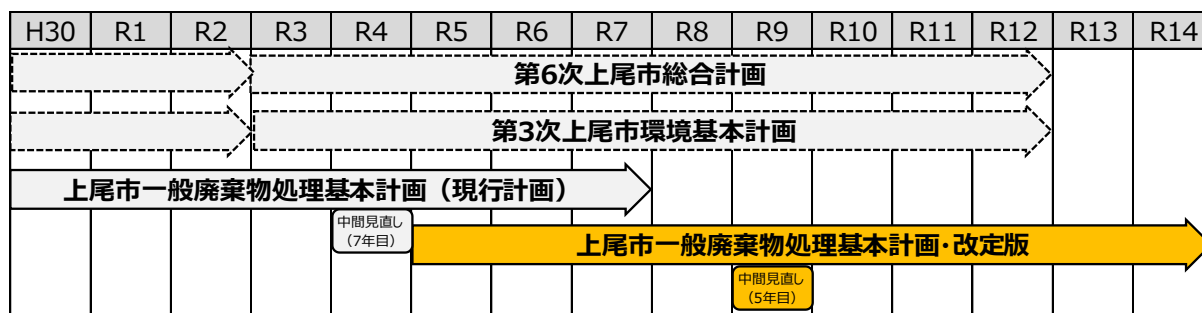
対象廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のほか、資源集団回収も含みます。

(3) 計画期間

本計画は、令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間を計画期間とします。

前計画は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、前計画の策定以降 7 年が経過し、伊奈町との広域化をはじめ、プラスチック資源循環促進法や食品ロス削減推進法の施行など、本市の廃棄物政策を取り巻く情勢に大きな変化が生じていることを踏まえ、今般新たに計画を策定するものとします。また、新計画においても国・県や広域市町村の動向、社会情勢や市政の変化に応じて、5 年目に中間見直しを行うものとします。

図 1-2 計画期間



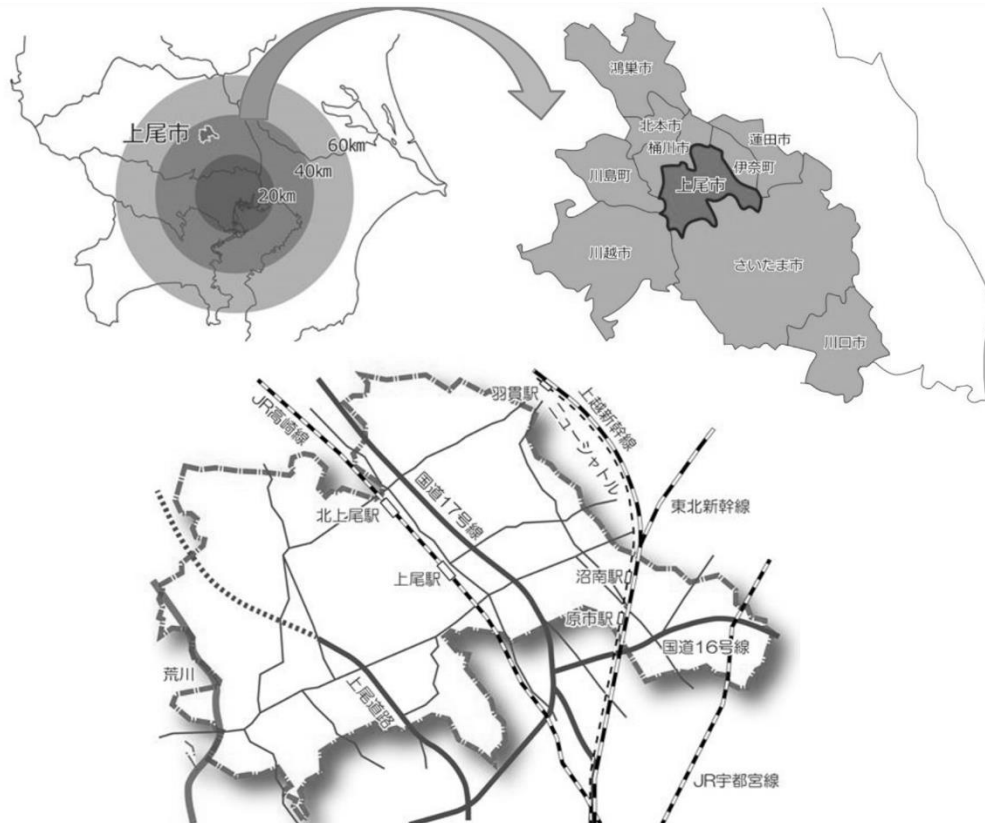
第2章 地域の概況

1. 地域の概況

(1) 位置

本市は、首都東京から35kmの距離にあり、埼玉県南東部に位置しています。東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接しています。東西10.48km、南北9.32kmの大きさで、面積は45.51km²です。

図2-1 市の位置図



資料：第2次上尾市環境基本計画（改訂版）から転載

(2) 地勢

本市は、昭和30年1月1日に旧上尾町、旧平方町、旧原市町、旧大石村、旧上平村、旧大谷村の3町3村が合併し上尾町になり、昭和33年7月15日の市制施行により上尾市が誕生しました。

大宮台地に属し原市沼川や綾瀬川、荒川等の多くの河川が流れる平坦地であり、古くから農耕が営まれていました。また、首都から40km圏内に位置する地理的条件の良さに加え高度経済成長の影響を受け、田園・農村地帯から住宅開発や工場進出が進み発展してきました。平成27年には埼玉県内の圏央道が全線開通したことで、今後更なる発展が期待されています。

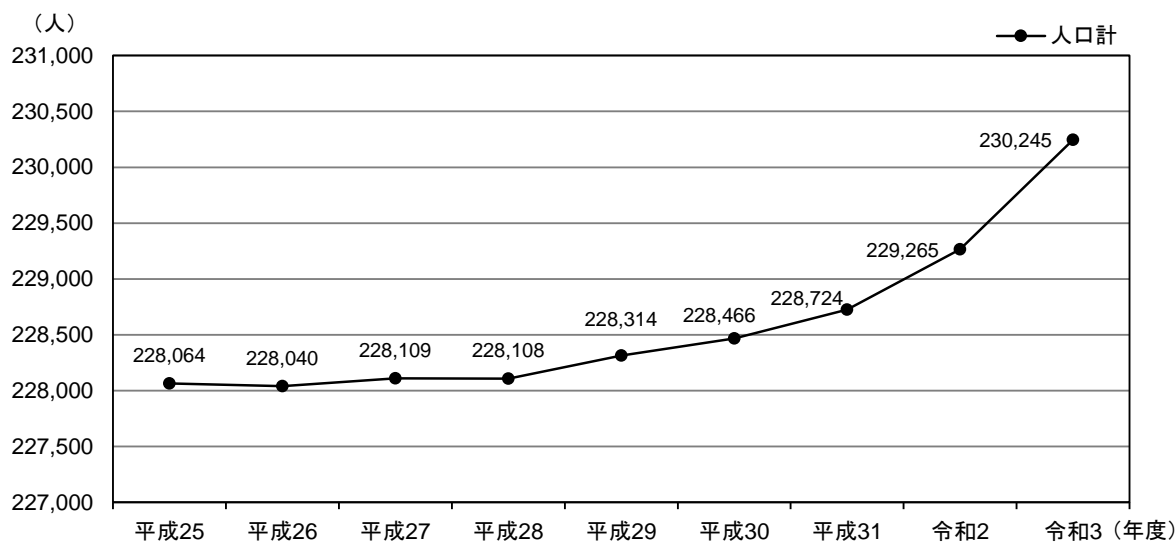
第2章 地域の概況

(3) 人口・世帯数

本市の人口は、平成4年に20万人を突破し、その後も継続して人口は増加しています。令和3年度の人口は230,245人（10月1日時点）であり、近年は増加の傾向にあります。

令和3年度（10月1日時点）の世帯数は105,177世帯、世帯人員は2.19人です。世帯数の増加と世帯人員の減少が続いており、核家族化の進行や単身世帯の増加によるものと考えられます。

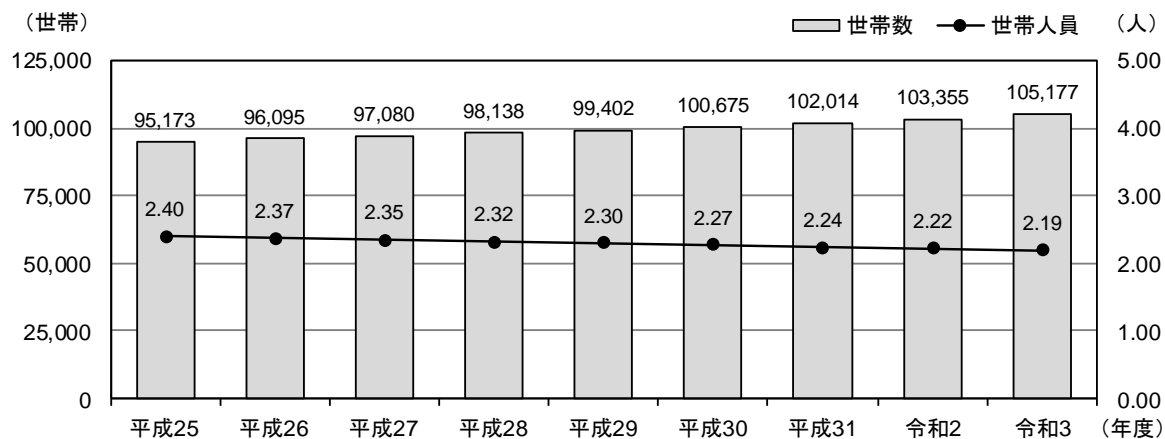
図2-2 人口動向



※各年10月1日現在

資料：統計あげお令和3年版

図2-3 世帯数・世帯人員の推移



※各年10月1日現在

資料：統計あげお令和3年版

第2章 地域の概況

(4) 産業

本市の産業別事業所数は、第1次産業が9件(0.1%)、第2次産業が1,142件(18.2%)、第3次産業が5,141件(81.7%)であり、産業種別では、「卸売・小売業」が1,393件(22.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」が754件(12.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が688件(10.9%)と、第3次産業の3業種で全体の4割以上を占めています。続いて、第2次産業の「建設業」が615件(9.8%)、第3次産業の「医療、福祉」が583件(9.3%)、で多くなっています。

本市の従業者数は、第1次産業が170人(0.3%)、第2次産業が14,342人(21.1%)、第3次産業が53,403人(78.6%)です。産業種別では、「卸売業、小売業」が17,058人(25.1%)で最も多く、次いで「製造業」が10,163人(15.0%)、「医療、福祉」が9,610人(14.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」が6,342人(9.3%)、「運輸業、郵便業」が5,136人(7.6%)となっています。

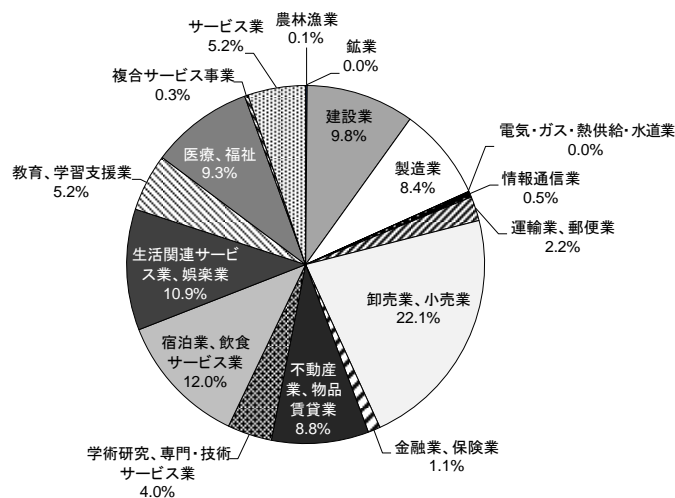
表 2-1 産業別事業所数及び従業員数（平成 28 年 6 月 1 日現在）

産業大分類	事業所数	従業者数(人)
全産業	6,292 (100.0%)	67,915 (100.0%)
第1次産業	9 (0.1%)	170 (0.3%)
農林漁業	9 (0.1%)	170 (0.3%)
第2次産業	1,142 (18.2%)	14,342 (21.1%)
鉱業	0 (0.0%)	-
建設業	615 (9.8%)	4,179 (6.2%)
製造業	527 (8.4%)	10,163 (15.0%)
第3次産業	5,141 (81.7%)	53,403 (78.6%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (0.0%)	110 (0.2%)
情報通信業	33 (0.5%)	284 (0.4%)
運輸業、郵便業	138 (2.2%)	5,136 (7.6%)
卸売業、小売業	1,393 (22.1%)	17,058 (25.1%)
金融業、保険業	70 (1.1%)	962 (1.4%)
不動産業、物品賃貸業	552 (8.8%)	1,963 (2.9%)
学術研究、専門・技術サービス業	253 (4.0%)	1,654 (2.4%)
宿泊業、飲食サービス業	754 (12.0%)	6,342 (9.3%)
生活関連サービス業、娯楽業	688 (10.9%)	3,673 (5.4%)
教育、学習支援業	327 (5.2%)	3,057 (4.5%)
医療、福祉	583 (9.3%)	9,610 (14.2%)
複合サービス事業	20 (0.3%)	261 (0.4%)
サービス業	328 (5.2%)	3,293 (4.8%)

資料：統計あげお令和3年版

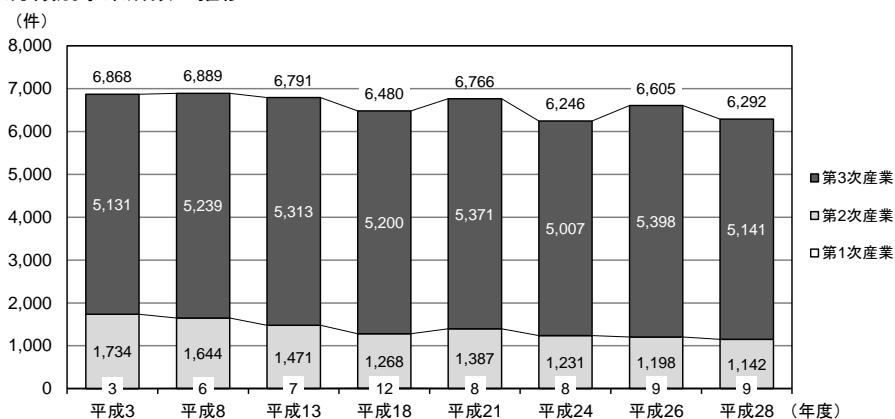
第2章 地域の概況

図 2-4 産業別事業所数（平成 28 年）



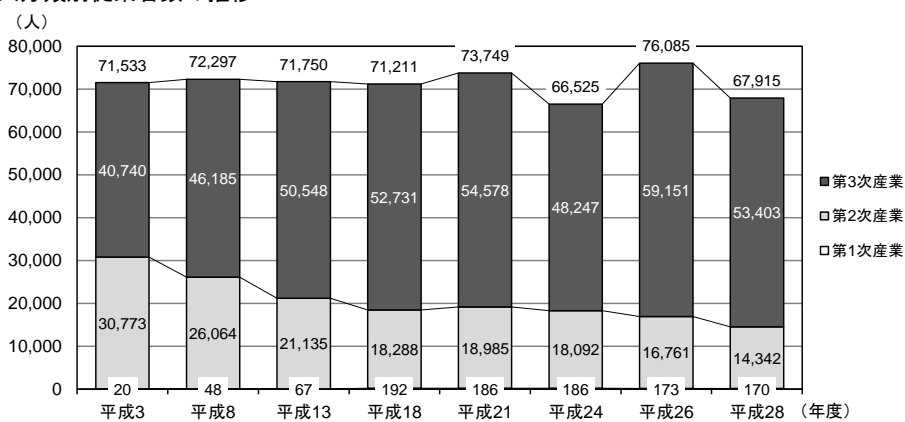
資料：統計あげお令和 3 年版

図 2-5 産業大分類別事業所数の推移



資料：統計あげお平成 26 年版、統計あげお令和 3 年版

図 2-6 産業大分類別従業者数の推移



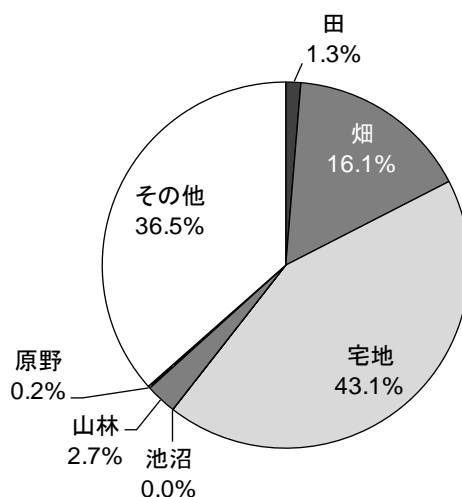
資料：統計あげお平成 26 年版、統計あげお令和 3 年版

第2章 地域の概況

(5) 土地利用

本市の地目別面積は、宅地が最も多く、次いで畑となっています。本市の総面積のうち、市街化区域は2,527haであり、市街化調整区域は2,028haとなっています。また、用途地域のうち、第一種低層住居専用地域が最も多く、次いで第一種住居地域、第二種住居地域、第一種中高層住居専用地域となっています。

図2-7 地目別構成（令和4年3月31日現在）



資料：統計あげお令和3年版

表2-2 都市計画土地利用面積（令和4年3月31日現在）

土地利用の種類	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	4,555	100.0
市街化区域	2,527	55.5
市街化調整区域	2,028	44.5
用途地域	2,501.9	100.0
第一種低層住居専用地域	861.0	34.4
第二種低層住居専用地域	17.4	0.7
第一種中高層住居専用地域	264.2	10.5
第二種中高層住居専用地域	52.8	2.1
第一種住居地域	371.3	14.8
第二種住居地域	305.4	12.2
準住居地域	91.1	3.6
近隣商業地域	31.3	1.3
商業地域	42.3	1.7
準工業地域	219.0	8.8
工業地域	219.7	8.8
工業専用地域	26.4	1.1

※用途地域最終変更 平成31年3月29日

資料：統計あげお令和3年版

※都市計画区域の面積は、国土地理院公表の面積とは異なります。

第2章 地域の概況

2. 将来計画

(1) 第6次上尾市総合計画

本市は、「第6次上尾市総合計画前期基本計画」において、下記の将来都市像及び8つの施策の大綱が示されており、「上尾市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に関連する施策の基本方向として、「未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり」に「ごみの減量化促進と適正なごみ処理」が位置付けられています。

施策体系

将来都市像	まちづくりの基本方向 (施策の大項目)	テーマ (施策の中項目)	施策の小項目
みんなでつくる みんなが輝く まちあげお	明日を担う人が育つ まちづくり	結婚・出産・子育て支援	1 結婚支援及び妊活・妊娠から子育てまで切れ目ない支援の充実 2 地域における子育て支援の強化と遊び場づくり 3 就学前保育・幼児教育の充実 4 放課後児童健全育成の充実 5 子育て家庭の負担の軽減及びひとり親家庭への自立支援 6 児童虐待の防止
		教育	1 確かな学力と豊かな心の育成 2 誰もが支援を受けられる環境の整備 3 児童生徒の健康保持・増進 4 児童生徒の安全確保 5 適正な学校施設の維持・管理と施設の充実 6 教職員の資質・指導力の向上及び魅力ある学校づくりの推進 7 就学・進学等に対する支援
		青少年	1 青少年健全育成の推進 2 ニート・ひきこもり対策
	人生が楽しめる まちづくり	健康	1 生活習慣病予防の推進 2 病気の予防・早期受診 3 感染症対策の強化 4 こころの健康づくりの推進 5 高齢者の社会参加の促進 6 介護予防事業の推進及び健康づくり 7 食育の充実 8 スポーツ・レクリエーションの充実
		学び・創造	1 生涯学習活動の推進 2 文化・芸術活動の支援 3 文化財の継承
	支え合う安心な まちづくり	生活福祉	1 地域福祉活動の推進 2 相談体制の充実 3 生活困窮者等への支援
		高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの推進 2 介護保険サービスの充実
		障害者福祉	1 障害児の療育支援の充実 2 障害者の自立支援の充実 3 障害者の就労の支援
	誰もが自分らしく 暮らせるまちづくり	人権・男女共同 参画・平和	1 人権の擁護 2 男女共同参画の推進 3 平和への取組

第2章 地域の概況

将来都市像	まちづくりの基本方向 (施策の大項目)	テーマ (施策の中項目)	施策の小項目
	安全な暮らしを守る まちづくり	コミュニティ・多文化共生	1 コミュニティ活動への支援 2 多文化共生の推進
		防災	1 地域防災力の向上 2 防災体制の強化 3 災害援助・復旧体制の確立 4 減災対策の推進
		防犯	1 防犯活動の推進 2 空家等対策の推進 3 消費者相談体制の充実
		交通	1 交通手段の充実・自転車施策の推進 2 交通安全の確保
		消防	1 消防体制の充実 2 地域の防火意識の向上 3 救急体制の充実
	未来に引き継ぐ環境と 共生するまちづくり	住環境	1 街づくりの支援 2 地域の憩いの場の確保 3 衛生的な生活環境の維持
		環境	1 ごみの減量化促進と適正なごみ処理 2 自然環境保全 3 地球温暖化対策等の促進
		道路・河川	1 道路の適切な維持管理 2 道路の計画的な整備 3 河川の整備と適切な維持管理
		上下水道	1 安全かつ強靱な水道事業運営の維持 2 公共下水道施設の整備と維持管理及び健全な事業経営 3 都市下水路の整備と適切な維持管理
	活力にあふれたにぎわ いあるまちづくり	産業	1 農業者への支援 2 商業者への支援 3 工業者への支援 4 観光の振興
		労働環境	1 勤労者・就労支援
	持続可能な都市経営	情報発信・公開	1 情報の発信・公開 2 広聴活動
		行政運営	1 経営的な行政運営 2 情報技術の活用 3 合理的な組織運営 4 公共施設マネジメント計画・インフラのマネジメント計画の推進
		財政運営	1 健全な財政運営
		協働	1 協働のまちづくりの推進 2 人の交流・育成
		土地利用	1 市街地整備事業の推進 2 効果的な土地利用 3 企業立地

第2章 地域の概況

(2) 第3次上尾市環境基本計画

本市は、「第3次上尾市環境基本計画」において、下記の環境像及び施策を掲げています。

「上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に関連する施策としては、「ごみの発生抑制 (Reduce) の推進」「ごみの再利用・再資源化 (Reuse、Recycle) の推進」や「環境美化の推進」が挙げられています。

施策体系

環境像	環境分野	環境目標	施策	
AGECO style (あげこスタイル)	自然環境	自然との共生	生物多様性への取組	
			自然とのふれあいの促進	
			緑地の保全・創出	
			水辺環境の保全・整備	
	○自然とのふれあいや良好な景観を大切にしている ○安全で安心して暮らせるまちを形成している ○低炭素かつ資源循環型社会の形成に市民・事業者・行政一体で取り組んでいる ○持続可能なまち【あげお】を次世代へとつないでいる	都市・生活環境	公害の防止	大気汚染の防止
				水質汚濁の防止
				騒音・振動の防止
				その他の公害の防止
		快適環境の構築	公園の整備	
			農地の保全・活用	
			環境美化の推進	
			景観の保全・整備	
		資源循環	循環型社会の形成	ごみの発生抑制 (Reduce) の推進
				ごみの再利用・再資源化 (Reuse、Recycle) の推進
	省エネルギー・再生可能エネルギー	低炭素社会の構築	省エネルギー・再生可能エネルギーの推進	
	地球温暖化対策		地球温暖化への適応策の推進	
環境づくり	環境活動の活発化	環境教育・環境学習の推進		
		協働による環境活動の推進		

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 ごみ処理行政の状況

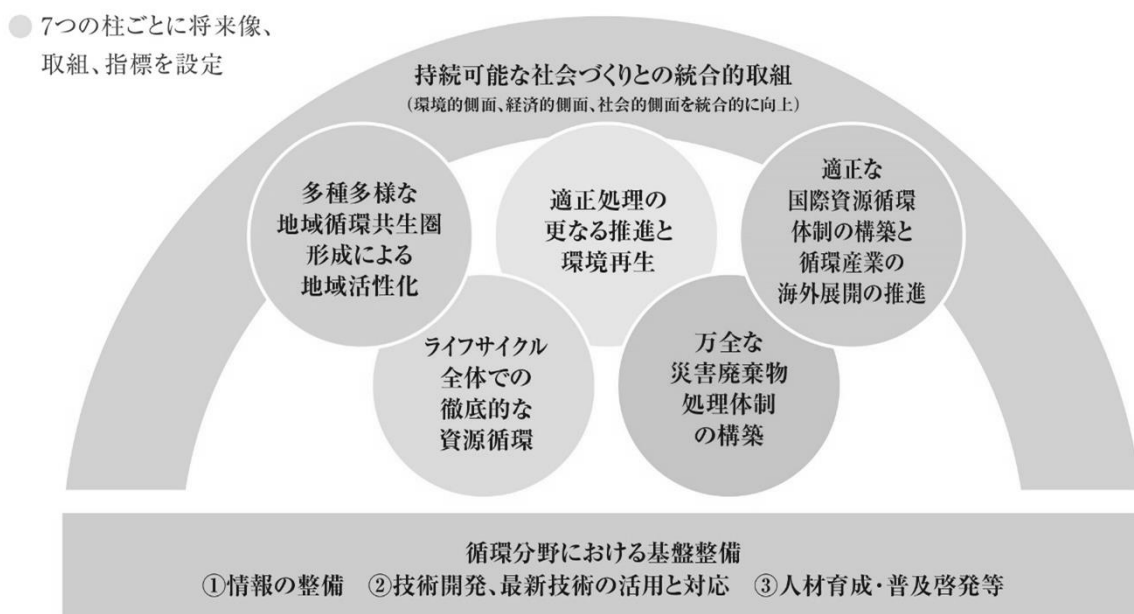
1. 我が国におけるごみ処理行政の動向

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

国では、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の公布後、「循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、各種リサイクル関連法も整備し、平成13年に同法を施行しました。

平成30年に策定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、3Rなどの資源生産性を高めることや大規模災害の頻発などを循環分野の課題としており、以下に示す7つの施策を掲げ、施策ごとの取組及び指標を設定しています。

図3-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の構成



資料：第四次循環型社会形成推進基本計画

(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月施行）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、我が国において多量の食品ロスが廃棄されている実態と、世界で十分な食料を得られず苦しむ人々が多く存在するなかで、多くの食料を輸入に頼っている国が取り組むべき課題として食品ロスの削減を総合的に推進するための法律です。国内における食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

(3) プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月策定）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 年 4 月施行）

世界的な天然資源の制約、マイクロプラスチックによる海洋汚染、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」が令和元年 5 月に策定されました。戦略では「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、消費者のライフスタイル変革の促進の一環として令和 2 年以降プラスチック製買物袋の有料化を義務付けるとともに、プラスチックの総合的な資源循環の推進を図ることとしました。

これを受け、令和 4 年 4 月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、多様な主体がプラスチックの削減や資源化に取り組むこととされ、地方自治体においては、プラスチック製品を含むプラスチックの分別及び再資源化の推進が求められています。

(4) 社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外出・移動の自粛や飲食店の休業など社会経済に大きな影響を与えました。社会経済全体が停滞する一方で、テレワークやオンライン授業など、ICT※1の活用によるデジタル化が急速に進みました。この傾向は、感染症問題が収束したあとも、ライフスタイルの変化として一定程度残るものと見込まれています。

さらに、長期的な少子高齢化が見込まれるなか、人材確保のためには、単に電子化・オンライン化するのみではなく、AI※2やIoT※3の導入により生産性を根本的に向上させるDX（デジタルトランスフォーメーション）※4の推進も重視されています。

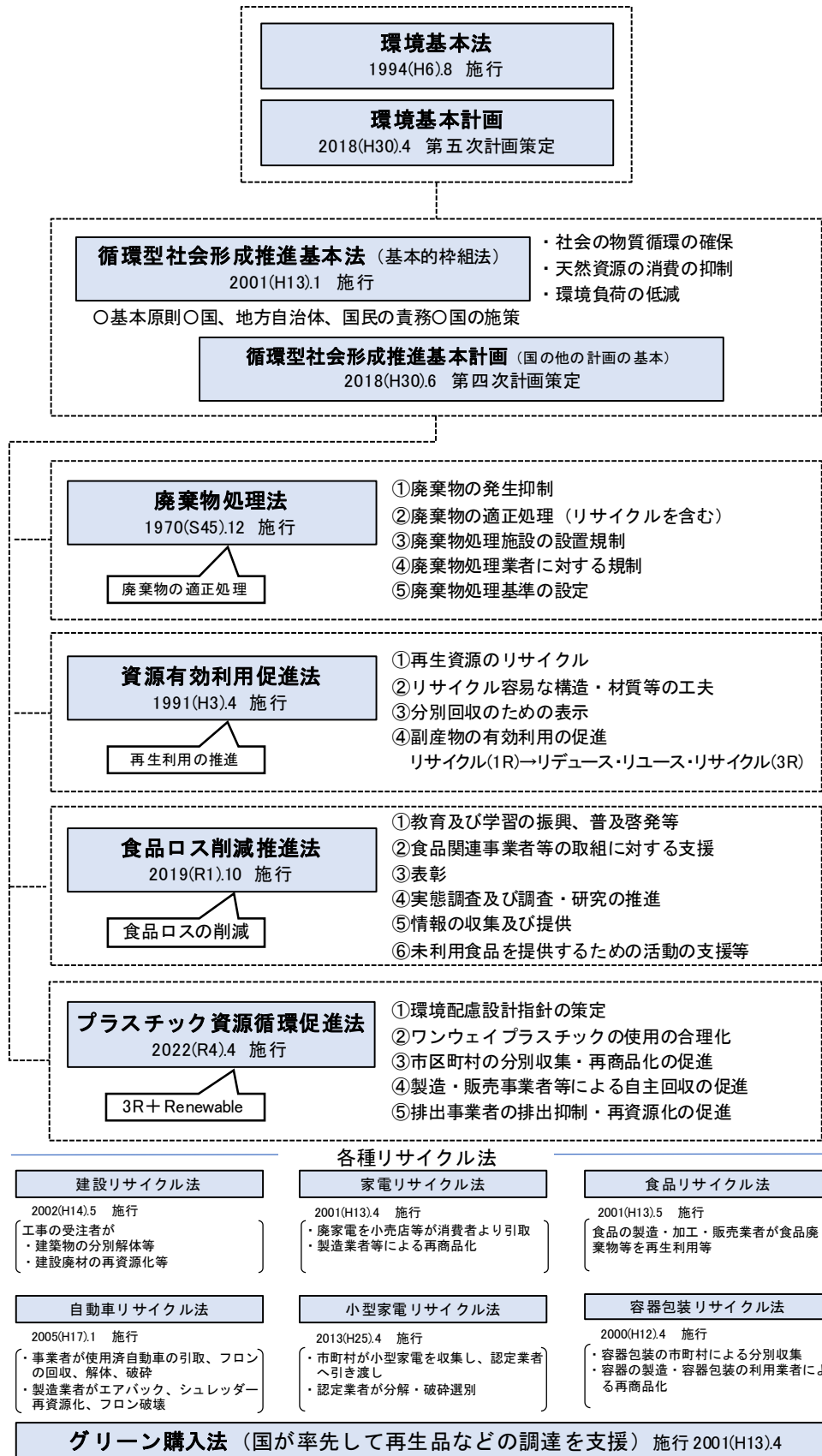
※1 情報通信技術。通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

※2 人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

※3 人を介さずモノが自動的にインターネットとつながる技術のこと。

※4 デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

図 3-2 循環型社会の形成の推進のための施策体系（参考）



※環境省資料「循環型社会を形成するための法体系」を基に作成

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2. 埼玉県及び周辺市町村の動向

(1) 埼玉県の動向

埼玉県は、首都圏のほぼ中央に位置し、県内総生産は全国第5位、人口は700万人を超えており、活発な産業活動と県民生活に起因する廃棄物の量は全国的に見ても高い水準にあります。

平成23年度以降、廃棄物の排出量は、緩やかな減少傾向にありましたが、平成30年度からは横ばいとなっており、これまでと異なる変化の兆しが見られますが、社会・経済を支えるために、多くの資源を消費する構造は継続しています。そのような背景を踏まえて、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、より一層の循環型社会の形成を推進しています。

最近注目されているプラスチックごみについて、関連業者（プラスチック製品製造業者、流通・小売業者、河川環境保全団体、助成団体）等が参加する「埼玉県プラスチック問題対策協議会」を設置し、プラスチックごみの発生抑制、使用量の削減、普及啓発について議論しています。

また、令和3年4月に「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」を設置し、家庭から出るプラスチックごみの回収実証試験を行い、プラスチックごみの種類や性状等を調査しています。今回の試験結果を参考にしながら、今後もプラスチック資源循環の実証試験を進めることとしています。

(2) 周辺市町村の動向

表3-1に周辺市町村のごみ処理行政に関する近年の動向、表3-2に容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画の対象品目を示します。

表3-1 周辺市町村のごみ処理行政に関する近年の動向

市町村	動向
さいたま市	レアメタルの国内循環を目的とした「小型家電リサイクル事業」や「さいたま市ごみ分別アプリ」の配信など、ハード・ソフト両面から様々な施策を実施しています。
川口市	朝日環境センター・リサイクルプラザの建設、事業系一般廃棄物処理手数料の改定を実施しています。
行田市・羽生市	令和3年3月一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意を締結し、新ごみ処理施設整備及びごみの広域処理の実施に向けて準備を進めています。
埼玉中部環境保全組合 (鴻巣市、北本市、吉見町)	令和3年9月に新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書を締結し、新たなごみ処理施設の建設準備を進めています。
川越市	老朽化した東清掃センターを、今後、長期的に稼働させるため、令和元年度から3か年の継続事業として大規模改修を実施しています。
伊奈町	本市とともに、令和4年3月に「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」を策定し、広域化により、安定したごみ処理能力を維持していくためのごみ処理施設整備を検討しています。

※各市町村HP等より調査（令和4年8月時点）

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-2 周辺市町村等における分別収集計画の対象品目

団体	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 のガラ ス	その他 の紙	ペット ボトル	その他 のプラ スチック	白色 トレイ	スチー ル缶	アルミ 缶	紙パッ ク	段ボー ル
さいたま市	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
川口市	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
鴻巣市	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
桶川市	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
北本市	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○
伊奈町	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
川島町	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
蓮田白岡 衛生組合	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
上尾市	○	○	○	—	○	—	—	○	○	○	○

資料：第9期 埼玉県分別収集促進計画（令和元年）

対象品目	内容
無色ガラス	主としてガラス製の容器（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）に係る無色の物
茶色ガラス	主としてガラス製の容器（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）に係る茶色の物
その他のガラス	主としてガラス製の容器（ホウケイ酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）に係る無色又は茶色以外の物
その他の紙	主として紙製の容器包装であって、紙パック又は段ボール以外の物
ペットボトル	主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物
その他のプラスチック	主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外の物
白色トレイ	その他のプラスチックのうち、白色の発泡スチロール製食品トレイとして別途分別収集した物
スチール缶	主として鋼製の容器包装に係る物
アルミ缶	主としてアルミニウム製の容器包装に係る物
紙パック	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係る物
段ボール	主として段ボール製の容器包装に係る物

資料：第9期 埼玉県分別収集促進計画（令和元年）

第2節 ごみ処理の現状把握

1. ごみ排出量状況及び性状

(1) ごみ排出量状況

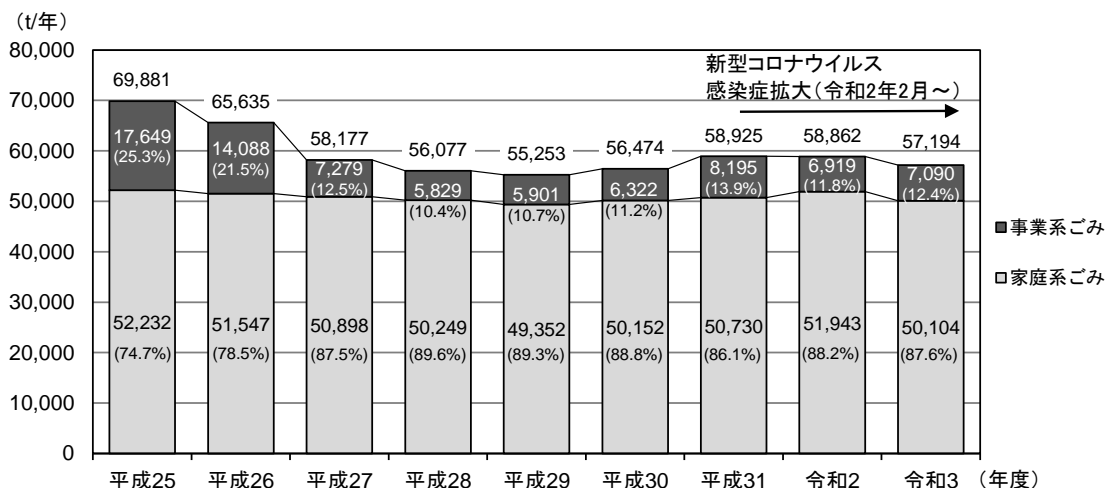
本市の総ごみは令和3年度時点で57,194tであり、このうち家庭系ごみが50,104t（87.6%）と大部分を占めています。総ごみは、平成25年度から平成29年度まで減少しており、平成30年度から平成31年度まで増加し、それ以降は横ばいにあります。家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は、平成25年度以降減少傾向ですが、人口増加の影響で総排出量は横ばいとなっています。家庭系ごみの留意点として平成29年度は焼却炉故障により家庭系可燃物の焼却処理を外部委託しており、実際に本市から排出されたごみ量より少ない数値となっています。また、令和2年度のごみ量が増加していますが、これは新型コロナウイルス感染拡大により生活様式の変化（在宅勤務等）が影響したものと考えられます。また、事業系ごみは平成28年度まで減少しており、平成29年度以降は増加傾向にあります。平成31年度は令和元年東日本台風の災害ごみ受入の影響でごみ量が増加しています。

総ごみの1人1日当たりの排出量は減少傾向にあり、令和3年度は、平成25年度の839g/人・日に比べ、158g、18.9%減少の681g/人・日となっています。

家庭系ごみの1人1日当たりの排出量も減少傾向にあり、令和3年度は、平成25年度の627g/人・日に比べ、31g、5%減少の596g/人・日となっています。

事業系ごみは、平成26年10月から開始した搬入検査の徹底により、平成28年度まで減少していますが、平成29年度以降は増加傾向にあります。しかし、令和3年度実績で見ると、平成25年度の17,649tと比べると、10,559t、59.8%減少の7,090tとなっています。

図3-3 家庭系ごみ・事業系ごみの排出量及び排出割合



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-3 総ごみの種類別の排出量

単位：t

年度	可燃物	不燃物	資源物					粗大ごみ	ふれあい収集	計
		金属・陶器	飲料缶・スプレー缶	ガラス	ペットボトル	紙類	計			
平成 25	63,626	1,661	327	1,501	655	1,958	4,441	105	49	69,881
平成 26	59,331	1,474	320	1,446	654	2,210	4,630	119	81	65,635
平成 27	52,069	1,414	313	1,429	649	2,099	4,490	120	85	58,177
平成 28	50,285	1,362	309	1,341	646	1,967	4,263	62	106	56,077
平成 29	49,227	1,492	299	1,310	661	2,062	4,332	91	112	55,253
平成 30	50,195	1,586	301	1,289	706	2,207	4,503	78	112	56,474
平成 31	52,445	1,724	308	1,228	693	2,331	4,560	79	117	58,925
令和 2	51,670	1,909	335	1,294	739	2,708	5,076	74	133	58,862
令和 3	50,567	1,640	326	1,228	753	2,474	4,781	73	132	57,194

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※可燃物には、リサイクルできなかった残さ量を含む

※資源物は直接問屋搬入量を含む。処理困難物（電池、蛍光管、タイヤ、バッテリー等）を除く。

図 3-4 総ごみの 1 人 1 日当たり・1 世帯 1 日当たりの排出量

(g/人(世帯)・日)

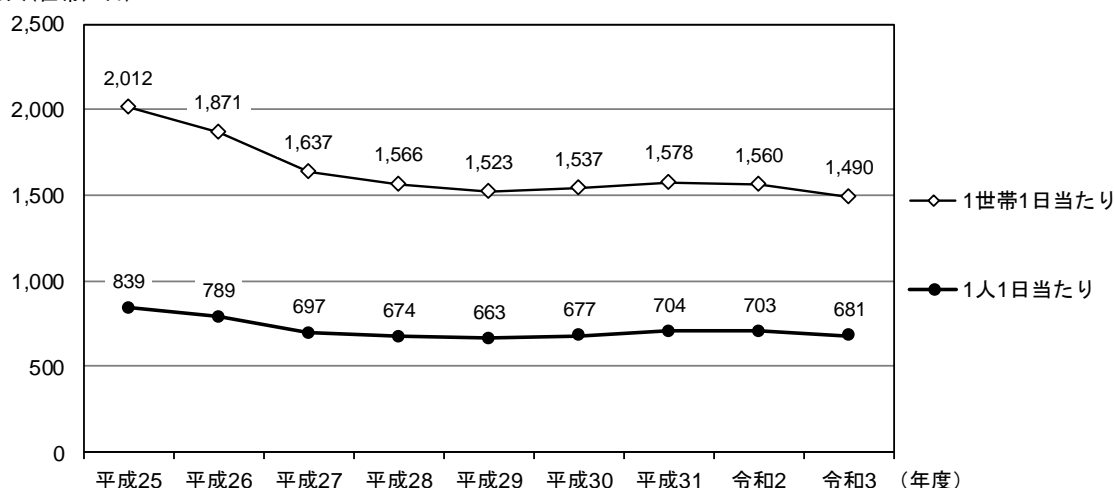


表 3-4 総ごみの 1 人 1 日当たり・1 世帯 1 日当たりの排出量

年度	世帯数	人口 (人)	可燃物 (g)		不燃物・資源物・粗大ごみ・ふれあい収集 (g)		計 (g)	
			1人1日	1世帯1日	1人1日	1世帯1日	1人1日	1世帯1日
平成 25	95,173	228,064	764	1,832	75	180	839	2,012
平成 26	96,095	228,040	713	1,692	76	180	789	1,871
平成 27	97,080	228,109	624	1,465	73	172	697	1,637
平成 28	98,138	228,108	604	1,404	70	162	674	1,566
平成 29	99,402	228,314	591	1,357	72	166	663	1,523
平成 30	100,675	228,466	602	1,366	75	171	677	1,537
平成 31	102,014	228,724	626	1,405	77	174	704	1,578
令和 2	103,355	229,265	617	1,370	86	191	703	1,560
令和 3	105,177	230,245	602	1,317	79	173	681	1,490

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※可燃物には、リサイクルできなかった残さ量を含む。

《参考》令和 2 年度 1 人 1 日当たりのごみ量……全国平均 901 グラム（集団回収含む）、県平均 861 グラム

※人口・世帯数は各年 10 月 1 日現在。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図3-5 家庭系ごみの1人1日当たり・1世帯1日当たりの排出量

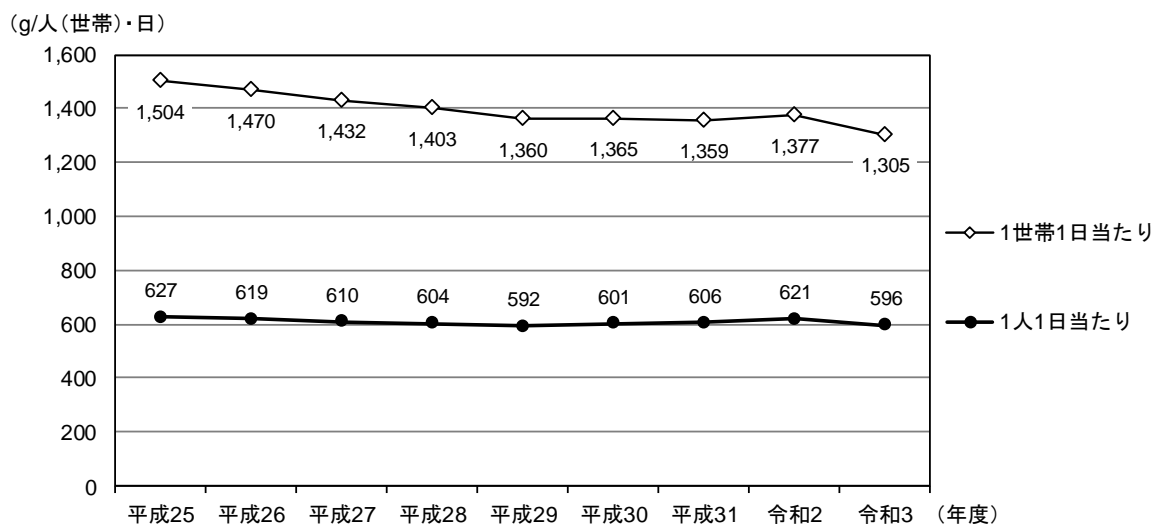


表3-5 家庭系ごみの1人1日当たり・1世帯1日当たりの排出量

年度	世帯数	人口 (人)	可燃物 (g)		不燃物・資源物・粗大 ごみ・ふれあい収集 (g)		計 (g)	
			1人1日	1世帯1日	1人1日	1世帯1日	1人1日	1世帯1日
平成25	95,173	228,064	554	1,328	73	175	627	1,504
平成26	96,095	228,040	545	1,292	75	177	619	1,470
平成27	97,080	228,109	537	1,262	73	171	610	1,432
平成28	98,138	228,108	534	1,242	69	161	604	1,403
平成29	99,402	228,314	521	1,196	72	165	592	1,360
平成30	100,675	228,466	527	1,195	75	170	601	1,365
平成31	102,014	228,724	530	1,189	76	170	606	1,359
令和2	103,355	229,265	536	1,188	85	188	621	1,377
令和3	105,177	230,245	518	1,134	78	171	596	1,305

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※可燃物には、リサイクルできなかった残さ量を含む。

※人口・世帯数は各年10月1日現在。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-6 家庭系ごみの種類別の排出量

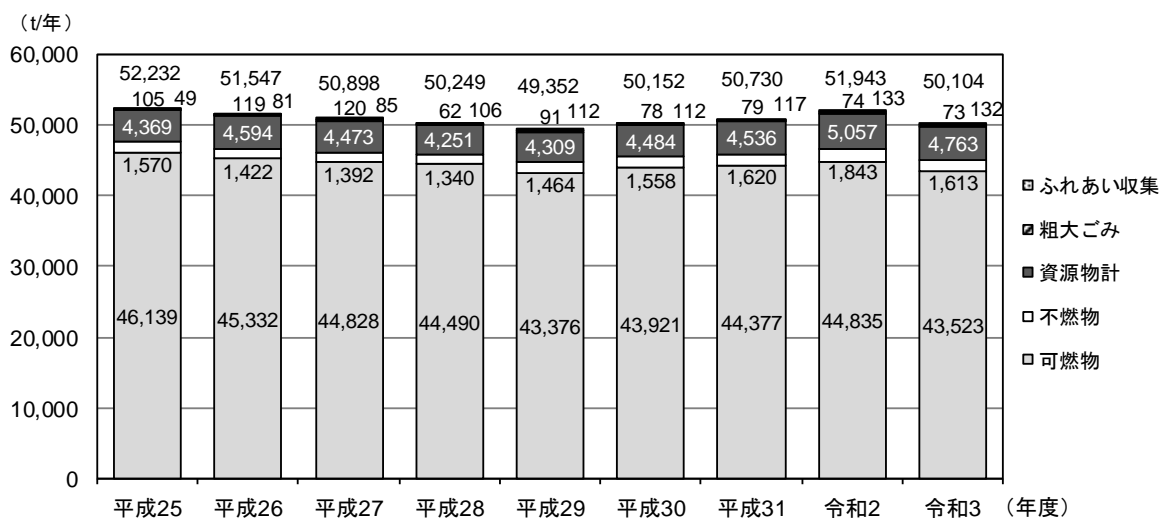


表 3-6 家庭系ごみの種類別の排出量

単位：t

年度	可燃物	不燃物		資源物				粗大ごみ	ふれあい収集	計
		金属・陶器	飲料缶・スプレー缶	ガラス	ペットボトル	紙類	計			
平成 25	46,139	1,570	325	1,452	636	1,958	4,369	105	49	52,232
平成 26	45,332	1,422	318	1,430	636	2,210	4,594	119	81	51,547
平成 27	44,828	1,392	313	1,428	634	2,099	4,473	120	85	50,898
平成 28	44,490	1,340	309	1,340	635	1,967	4,251	62	106	50,249
平成 29	43,376	1,464	299	1,305	643	2,062	4,309	91	112	49,352
平成 30	43,921	1,558	301	1,286	690	2,207	4,484	78	112	50,152
平成 31	44,377	1,620	306	1,223	676	2,331	4,536	79	117	50,730
令和 2	44,835	1,843	334	1,290	725	2,708	5,057	74	133	51,943
令和 3	43,523	1,613	325	1,226	738	2,474	4,763	73	132	50,104

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※可燃物には、リサイクルできなかった残さ量を含む。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-7 事業系ごみの種類別の排出量

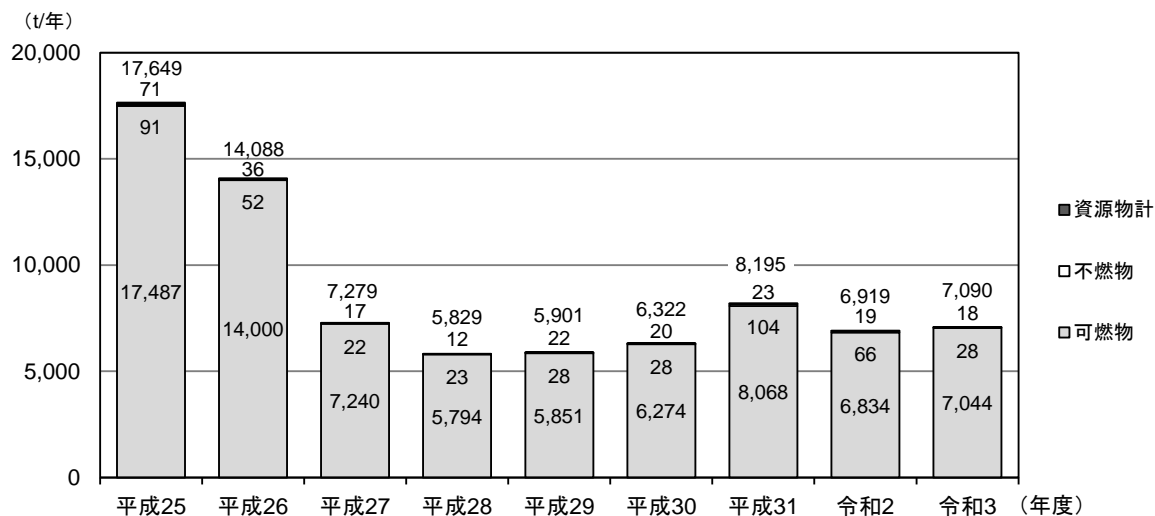


表 3-7 事業系ごみの種類別の排出量

単位：t

年度	可燃物	不燃物		資源物				計
		金属・陶器	飲料缶・スプレー缶	ガラス	ペットボトル	紙類	計	
平成 25	17,487	91	2	49	20	—	71	17,649
平成 26	14,000	52	1	16	18	—	36	14,088
平成 27	7,240	22	1	1	15	—	17	7,279
平成 28	5,794	23	0	0	11	—	12	5,829
平成 29	5,851	28	0	5	17	—	22	5,901
平成 30	6,274	28	0	4	16	—	20	6,322
平成 31	8,068	104	2	5	17	—	23	8,195
令和 2	6,834	66	1	4	14	—	19	6,919
令和 3	7,044	28	1	2	15	—	18	7,090

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※可燃物には、リサイクルできなかった残さ量を含む。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(2) ごみの性状

ごみの性状は、「紙布類」が最も多く、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム類」、「木、竹、わら類」と続いています。平成31年度及び令和2年度は、「ビニール、合成樹脂、ゴム類」、「厨芥類」の割合が増加しており、新型コロナウイルス感染拡大により在宅勤務等が増え、持ち帰り容器や食品ロスが増加したと想定されます。

図 3-8 ごみの品目別の排出割合

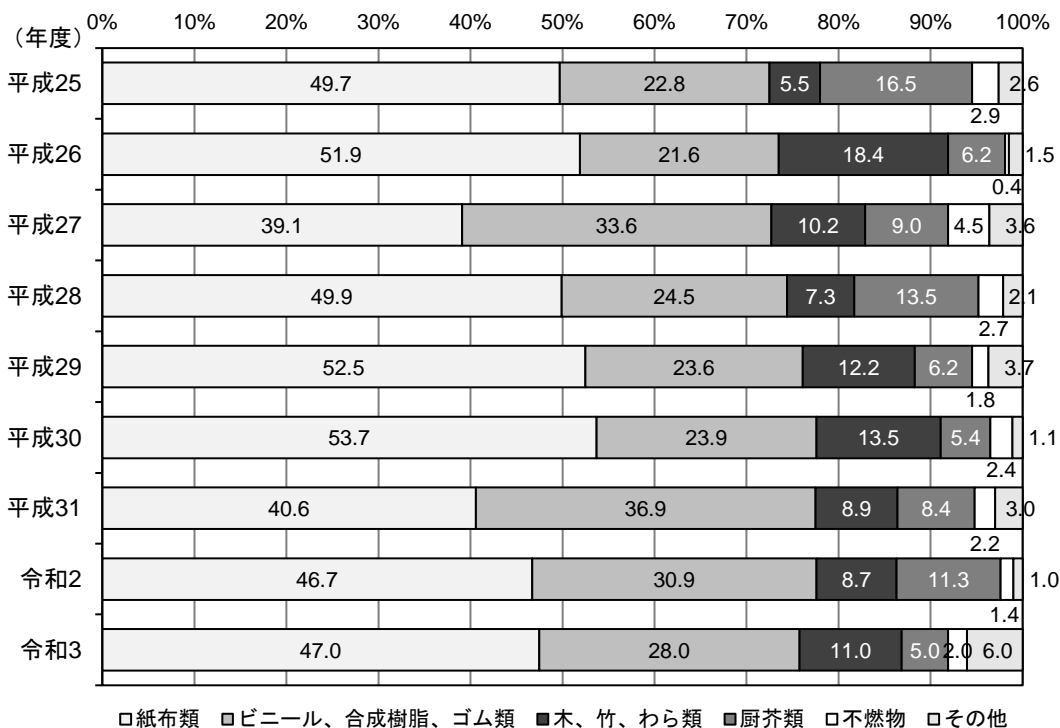


表 3-8 ごみの品目別の排出割合

単位：%

年度	紙布類	ビニール、合成樹脂、ゴム類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物	その他
平成 25	49.7	22.8	5.5	16.5	2.9	2.6
平成 26	51.9	21.6	18.4	6.2	0.4	1.5
平成 27	39.1	33.6	10.2	9.0	4.5	3.6
平成 28	49.9	24.5	7.3	13.5	2.7	2.1
平成 29	52.5	23.6	12.2	6.2	1.8	3.7
平成 30	53.7	23.9	13.5	5.4	2.4	1.1
平成 31	40.6	36.9	8.9	8.4	2.2	3.0
令和 2	46.7	30.9	8.7	11.3	1.4	1.0
令和 3	47.0	28.0	11.0	5.0	2.0	6.0

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2. ごみの減量化・資源化状況

集積所回収及び搬入ごみからの資源化量は、近年では概ね横ばいであり、令和3年度の実績は、5,283tと、平成25年度の5,695tから412t減少しています。

本市では、ごみ収集段階前の資源化の推進を図るため、平成2年度より自治会やPTA等の各種団体による「地域リサイクル事業」を実施しています。この集積所回収による資源回収量は、平成19年度の6,858tをピークとして、令和3年度の実績は、4,882tと、1,976t減少しています。

搬入ごみ等による資源化量と地域リサイクル事業による資源化量の令和3年度の実績は、11,294tであり、総資源化率は、18.2%となっています。

図3-9 搬入ごみ等による資源化量の推移

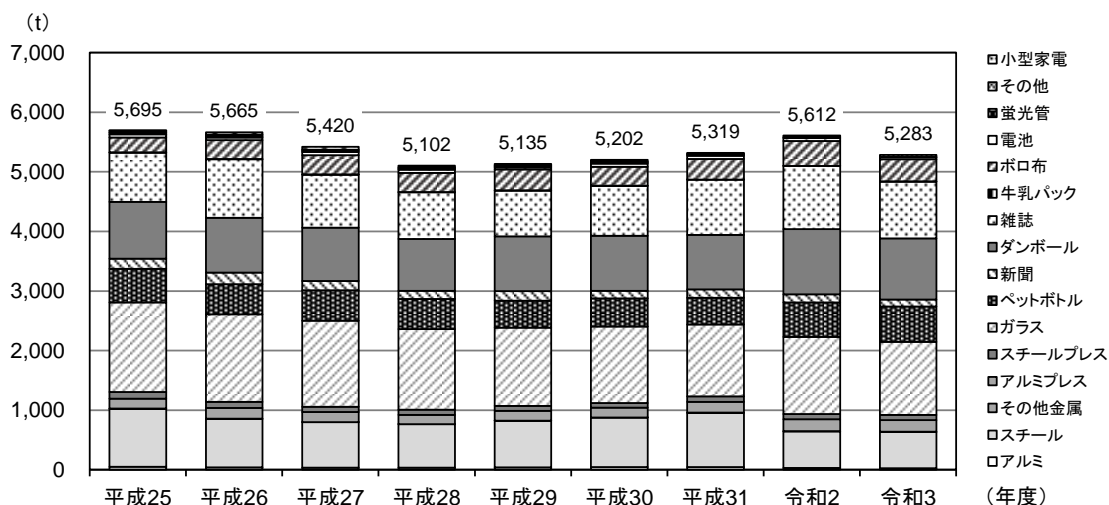


表3-9 搬入ごみ等による資源化量の推移

単位：t

区分	年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3
1	アルミ	49	40	38	36	39	44	48	33	29
2	スチール	975	815	761	728	784	833	909	611	607
3	その他金属	3	3	2	2	1	2	2	4	5
4	アルミプレス	166	178	169	154	166	165	182	200	194
5	スチールプレス	115	105	86	89	82	75	90	84	88
6	ガラス	1,503	1,469	1,443	1,349	1,314	1,283	1,206	1,296	1,226
7	ペットボトル	564	506	514	506	452	473	447	579	591
8	新聞	166	192	155	140	159	129	142	135	116
9	ダンボール	953	919	894	869	921	922	916	1,095	1,027
10	雑誌	827	986	889	782	770	836	926	1,058	957
11	牛乳パック	4	3	4	3	4	4	4	4	4
12	ボロ布	251	315	323	323	348	315	342	415	371
13	電池	56	46	56	52	37	56	57	51	31
14	蛍光灯	26	24	17	20	16	18	15	14	9
15	その他	30	25	18	19	15	16	17	30	31
16	小型家電	8	39	51	28	28	28	15	0	0
	合計	5,695	5,665	5,420	5,102	5,135	5,202	5,319	5,612	5,283

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※ビールビン、ビールケース等は除く。

※「3.その他金属」は、銅・ステンレス・真鍮・クロム等の重量。

※「15.その他」とは、タイヤ・バッテリー等の重量。

※小型家電回収は平成25年度から開始。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-10 地域リサイクル事業における資源回収量

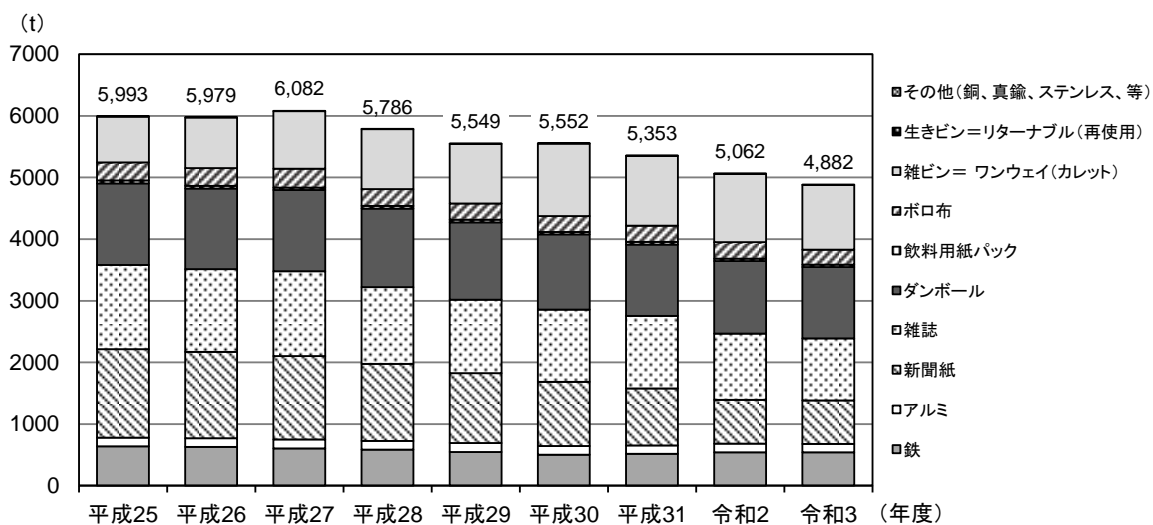


表 3-10 地域リサイクル事業における資源回収量

単位: t

年度	鉄	アルミ	新聞紙	雑誌	ダンボール	飲料用紙パック	ポロ布	雑ビン=ワンウェイ(カレット)	生きビン=リターナブル(再使用)	その他(銅、真鍮、ステンレス等)	重量計 生きビンは1本=0.5kg換算
平成25	641	138	1,438	1,364	1,325	46	295	742	4.90	0	5,993
平成26	630	139	1,400	1,345	1,308	44	288	820	4.43	0	5,979
平成27	606	144	1,355	1,373	1,318	42	304	936	3.99	0	6,082
平成28	586	143	1,246	1,248	1,275	42	274	969	3.55	0	5,786
平成29	549	146	1,132	1,189	1,257	40	266	967	2.08	0	5,549
平成30	504	138	1,042	1,172	1,220	40	261	1,174	2.10	0	5,552
平成31	517	137	923	1,177	1,159	41	265	1,132	1.84	0	5,353
令和2	542	140	712	1,075	1,175	41	269	1,108	0.77	0	5,062
令和3	541	138	707	1,004	1,159	39	243	1,052	0.39	0	4,882

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※ガラス瓶のリサイクル

- ワンウェイビン……ドリンク剤・調味料びんなどのように、再利用しない使い捨てのビン。→再資源化される。
- リターナブルビン……牛乳・ジュース・コーラ・ピース・一升びんなどのように、回収された空きビン洗浄して再使用する。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-11 資源化率の推移

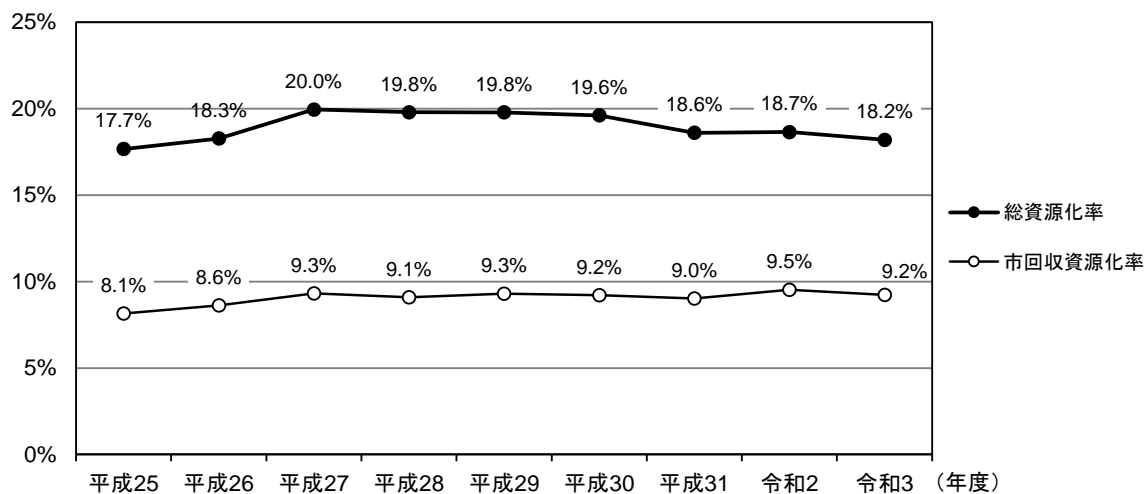


表 3-11 資源化率の推移

年度	市回収資源化量（西貝塚環境センター） (t)	地域リサイクル事業資源化量 (t)	焼却灰セメント原料等 (t)	資源化量計（総資源化量） (t)	ごみ収集量計（ごみ総排出量） (t)	市回収資源化率	総資源化率
平成 25	5,695	5,993	1,715	13,403	69,881	8.1%	17.7%
平成 26	5,665	5,979	1,446	13,090	65,635	8.6%	18.3%
平成 27	5,420	6,082	1,319	12,822	58,177	9.3%	20.0%
平成 28	5,102	5,786	1,358	12,246	56,077	9.1%	19.8%
平成 29	5,135	5,549	1,347	12,031	55,253	9.3%	19.8%
平成 30	5,202	5,552	1,411	12,165	56,474	9.2%	19.6%
平成 31	5,319	5,353	1,287	11,958	58,925	9.0%	18.6%
令和 2	5,612	5,062	1,248	11,922	58,862	9.5%	18.7%
令和 3	5,283	4,882	1,129	11,294	57,194	9.2%	18.2%

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※総資源化率＝資源化量計÷（ごみ収集量計＋地域リサイクル事業資源化量）

※市回収資源化率＝市回収資源化量÷ごみ収集量計

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3. 最終処分量の状況

西貝塚環境センターで発生した残さ及び不燃物の最終処分量は、近年では減少しており、令和3年度の総最終処分量実績は、6,703tとなっています。焼却残さの一部については、セメントや人工砂の原料として資源化が進められており、これにより最終処分量を減量しています。令和3年度は、焼却残さ排出量のうちの、18.2%が資源化されています。

図 3-12 最終処分量の推移

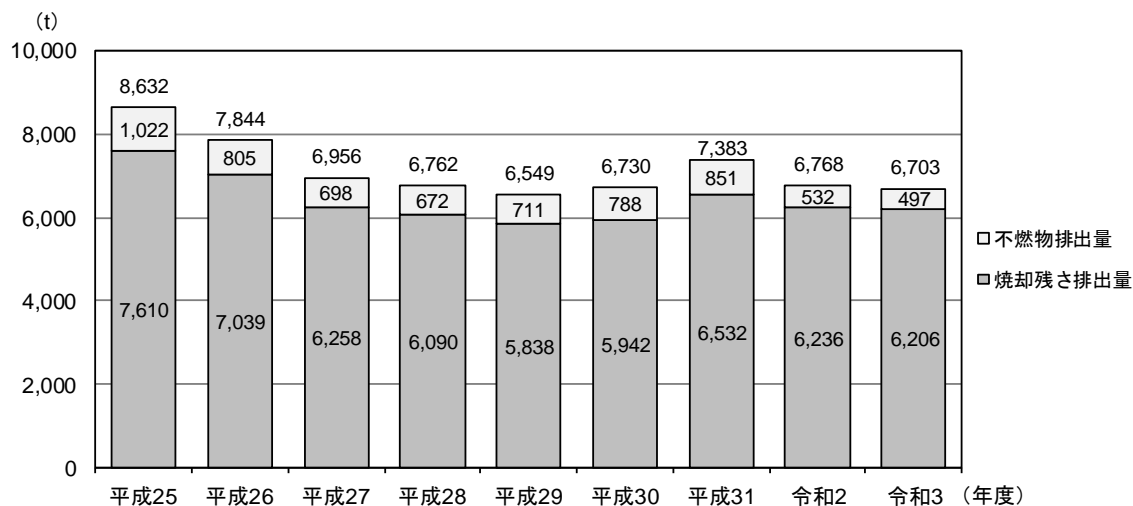


表 3-12 最終処分量の推移

年度	焼却残さ排出量 (t)	不燃物排出量 (t)	総排出量 (t)	焼却残さのうち資源化排出量 (t)	資源化割合
平成 25	7,610	1,022	8,632	1,715	22.5%
平成 26	7,039	805	7,844	1,446	20.5%
平成 27	6,258	698	6,956	1,319	21.1%
平成 28	6,090	672	6,762	1,358	22.3%
平成 29	5,838	711	6,549	1,347	23.1%
平成 30	5,942	788	6,730	1,411	23.7%
平成 31	6,532	851	7,383	1,287	19.7%
令和 2	6,236	532	6,768	1,248	20.0%
令和 3	6,206	497	6,703	1,129	18.2%

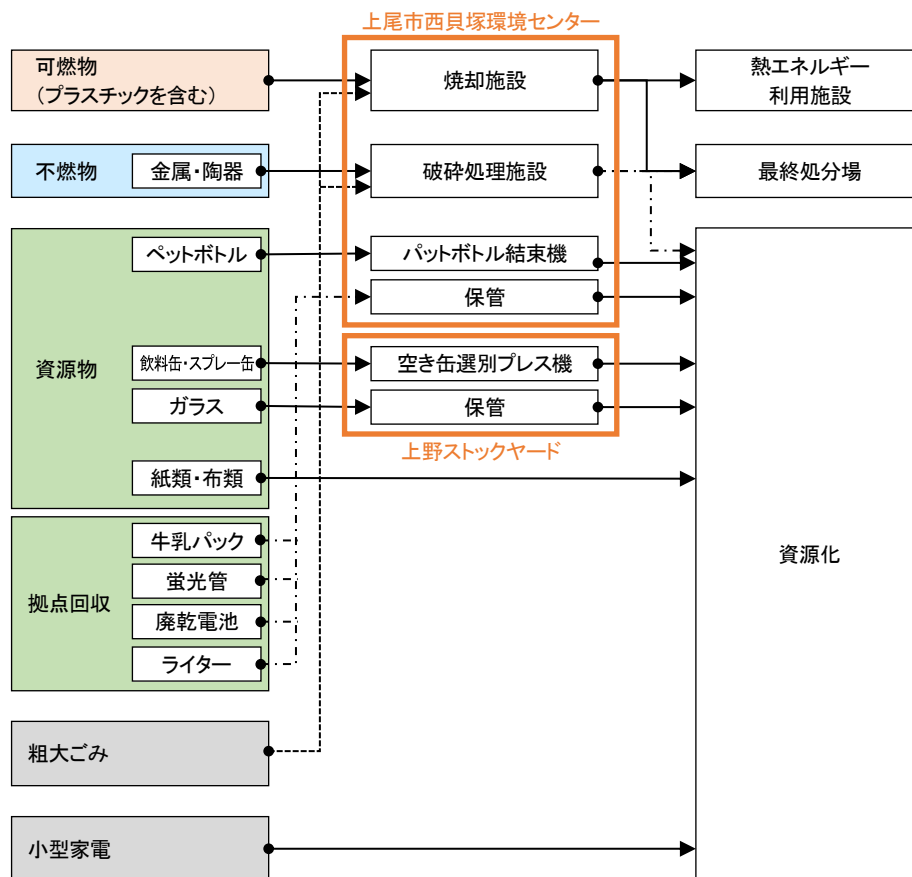
※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※資源化割合＝焼却残さのうち資源化排出量÷焼却残さ排出量

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

4. ごみ処理体制

図 3-13 ごみ処理体制



各処理施設の詳細は以下のとおり。

■ 焼却施設

名 称	西貝塚環境センター
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1
処理方法	全連続燃焼式
処理能力	300t/24 時間 (100t/24 時間×3 基)
敷地面積	38,340m ²
建設年度	着工 平成 6 年 9 月
	竣工 平成 10 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

■ 破碎処理施設

名 称	西貝塚環境センター
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1
処理方法	併用施設
処理能力	70t/5 時間
破碎機形式	前破碎用 回転剪断式破碎機
	後破碎用 縦型回転式破碎機
建設年度	着工 平成 6 年 9 月
	竣工 平成 10 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社

■ ペットボトル結束機

名 称	西貝塚環境センター（ペットボトル結束機）	
所在地	上尾市大字西貝塚 35 番地 1（資源化ヤード内併設）	
処理方法	手選別	
	ペットプレス機 油圧 250kN	
	<table border="1"> <tr> <td>ベール (結束品)</td> <td>重量 15kg~20kg/1 梱包 寸法 600mm×400mm×300mm</td> </tr> </table>	ベール (結束品)
ベール (結束品)	重量 15kg~20kg/1 梱包 寸法 600mm×400mm×300mm	
処理能力	2.5t/5 時間	
敷地面積	資源化ヤード内併設	
竣 工	平成 15 年 10 月	
設計・施工	株式会社 ウィズウェイストジャパン	

■ 空き缶選別プレス機

名 称	西貝塚環境センター（空き缶選別プレス機）
所在地	上尾市大字上野 968 番地（上野ストックヤード内）
処理方法	選別機 永磁吊り上げ式
	アルミ選別機 永磁高速回転式ドラム
	鉄缶プレス機 油圧式一方押し
	アルミ缶プレス機 油圧式一方押し
処理能力	4.9t/日
敷地面積	1,000m ²
竣 工	平成 8 年 9 月
設計・施工	東京エンバイロメント株式会社

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

5. 温室効果ガスの排出状況

西貝塚環境センターにおける廃棄物（プラスチック）焼却に伴う温室効果ガスの排出量の実績をみると、平成25年度以降減少傾向でしたが、平成31年度に災害ごみ受入の影響で急増しました。しかし、令和2年度以降は減少傾向であり、令和3年度は、41,921t-CO₂となっています。温室効果ガス排出量は、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却量によるものであり、今後プラスチック資源循環促進法により廃プラスチックの分別・リサイクルが推進されることにより、更に温室効果ガスの排出量の削減が期待できます。

図3-14 西貝塚環境センターにおける温室効果ガスの排出量の推移

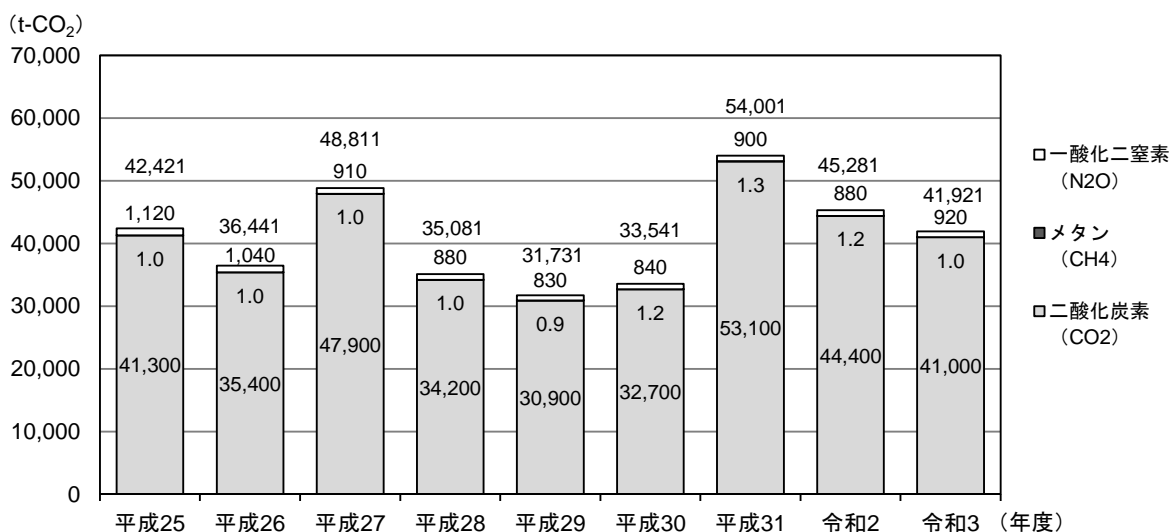


表3-13 西貝塚環境センターにおける温室効果ガスの排出量と一般廃棄物焼却量の推移

年度	温室効果ガス				廃プラスチック焼却量 (t)	廃棄物焼却全量 (t)	廃プラスチック組成率
	二酸化炭素 (CO ₂) (t-CO ₂)	メタン (CH ₄) (t-CO ₂)	一酸化二窒素 (N ₂ O) (t-CO ₂)	計 (t-CO ₂)			
平成25	41,300	1.0	1,120	42,421	14,958	63,652	23.5%
平成26	35,400	1.0	1,040	36,441	12,796	59,294	21.6%
平成27	47,900	1.0	910	48,811	17,307	51,549	33.6%
平成28	34,200	1.0	880	35,081	12,336	50,168	24.6%
平成29	30,900	0.9	830	31,731	11,167	47,299	23.6%
平成30	32,700	1.2	840	33,541	11,810	49,876	23.7%
平成31	53,100	1.3	900	54,001	19,161	53,020	36.1%
令和2	44,400	1.2	880	45,281	16,041	52,253	30.7%
令和3	41,000	1.0	920	41,921	14,798	52,178	28.4%

資料：上尾市地球温暖化防止実行計画、西貝塚環境センター

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※二酸化炭素は、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却に伴って発生する。

※メタン及び一酸化二窒素は、一般廃棄物の焼却に伴って発生する。

※廃プラスチック組成率＝廃プラスチック焼却量÷廃棄物焼却全量

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

6. ごみ処理経費の状況

本市においては、ごみ処理総量は減少傾向にあります。処理及び維持管理費は年によって変動があるものの概ね横ばいとなっています。また、処理量当たり経費は平成29年度まで増加し、平成30年度から31年度は減少し、以降は横ばいとなっています。

図3-15 ごみ処理経費の推移

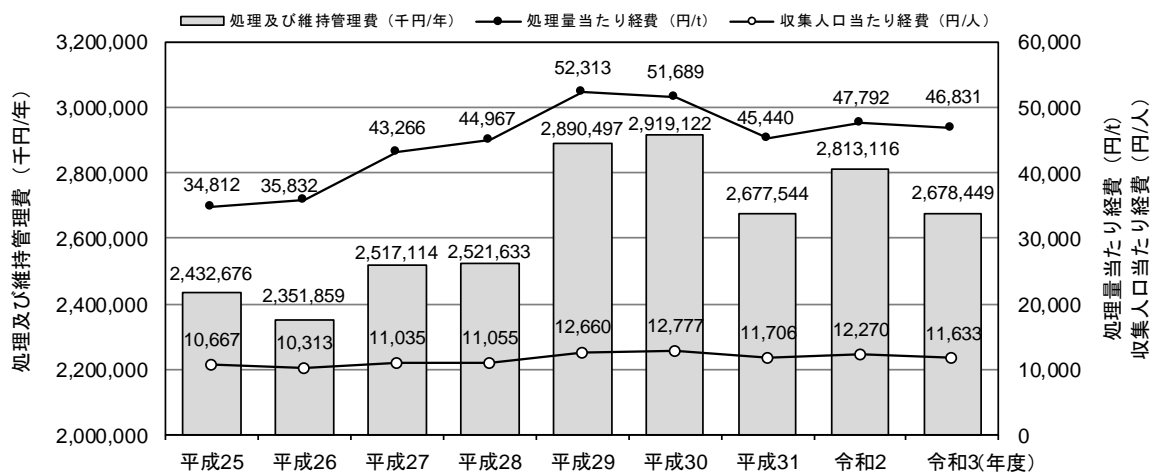


表3-14 ごみ処理経費の推移

年度	計画収集人口 (人)	ごみ処理総量 (t/年)	処理及び維持管理費 (千円/年)	処理量当たり経費 (円/t)	収集人口当たり経費 (円/人)
平成25	228,064	69,881	2,432,676	34,812	10,667
平成26	228,040	65,635	2,351,859	35,832	10,313
平成27	228,109	58,177	2,517,114	43,266	11,035
平成28	228,108	56,077	2,521,633	44,967	11,055
平成29	228,314	55,253	2,890,497	52,313	12,660
平成30	228,466	56,474	2,919,122	51,689	12,777
平成31	228,724	58,925	2,677,544	45,440	11,706
令和2	229,265	58,862	2,813,116	47,792	12,270
令和3	230,245	57,194	2,678,449	46,831	11,633

資料：西貝塚環境センター各年度のごみ処理実績

※施設建設費は除く。

第3節 ごみ処理施策の評価及び課題

1. 計画目標及び数値目標達成の進捗状況

前計画では、「みんなで実現 ごみを減らして資源を循環させるまち」を基本理念として、計画目標及び数値目標の達成（目標年度：令和7年度）を目指し、各種施策を推進しました。以下に、前計画の中間見直しの基準年である平成26年度の実績と比較し、令和3年度時点における進捗状況を示します。

項目	前回計画		実績値 令和3年度	参考指標 (達成率 ^{※1})	進捗評価	
	基準年度実績 平成26年度	計画目標値 令和7年度				
計画 目標	可燃物総排出量 (t/年)	59,331	51,307	50,567	● (109%)	前倒しで達成
数値 目標	家庭系可燃物量 (t/年)	45,332	42,531	43,523	× (65%)	目標達成まで 992t
	事業系可燃物量 (t/年)	17,487 ^{※2} (基準年 H25)	8,776	7,044	● (120%)	前倒しで達成
	1人1日家庭系 可燃物量 (g/人・日)	545	525	518	● (135%)	前倒しで達成

※1 達成率 (%) : R7 目標値に対する達成率 = (R3 実績 - H26 実績) / (R7 目標値 - H26 実績値) × 100

※2 平成26年度に事業系ごみの分別徹底の取り組みを開始したため、事業系可燃物量の基準年度は平成25年度としている。

(1) 計画目標達成の進捗状況

◆目標◆

3R 施策のうち、限りある資源やエネルギーの有効利用の観点から、廃棄物の発生抑制（Reduce：減らす）が最も優先すべきである。資源化（リサイクル）が安定してきたこと、ごみのほとんどを可燃物が占めていることなどを踏まえて、可燃物の総排出量を、令和7年度には、51,307t、基準年比86.5%とする。

◆現状（令和3年度）◆

令和3年度の可燃物総排出量は50,567tとなり、前倒しで目標値に到達しています。

(2) 数値目標達成の進捗状況

① 家庭系からの可燃物量

◆目標◆

家庭系可燃物排出量を、令和7年までに、42,531t、基準年比93.8%とすることを目標とする。

1人1日あたりの家庭系可燃物量（原単位）を、令和7年度までに、525g/人・日、基準年比96.3%とすることを目標とする。

◆現状（令和3年度）◆

令和3年度の家庭系可燃物排出量は43,523tで、基準年比96.0%となっており、目標値に到達していません。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年度の1人1日あたりの家庭系可燃物量（原単位）は、基準年比95.0%の518g/人・日となり、目標値に到達しています。

② 事業所からの可燃物量

◆目標◆

事業系可燃物排出量を令和7年度までに、平成25年度比で約50%減量の8,776t/年を維持する。

◆現状（令和3年度）◆

令和3年度の事業系ごみ排出量は、基準年比50.3%の7,044t/年となり、目標値に到達しています。

2. 実施状況の整理

前計画における施策の実施状況は、表3-15に示すとおりです。

表3-15 各種施策の実施状況

施策	取組状況と成果	評価
計画理念「みんなで実現 ごみを減らして資源を循環させるまち」		A
(1) ごみの発生・排出抑制		A
生ごみダイエット	・広報あげお、ホームページなどで、食品ロスや生ごみの減量化の記事を掲載するなど、啓発を進めた。	A
生ごみ処理容器の購入補助	・生ごみ減量化機器（電気式）購入補助（平成28～令和3年度実績） 補助件数：160件	A
	・生ごみ処理容器（コンポスト式）購入補助（平成28～令和3年度実績） 補助件数：105件	A
給食残さの減量化	・小中学校の給食の調理から廃棄のプロセスについて、関係課にヒアリングを実施した。	B
食品ロスの削減	・上尾市Webサイトに食品ロス及びフードバンクの活用の啓発ページを掲載した。 ・市社会福祉協議会と連携して、フードドライブを実施した。	A
雑がみの分別	・市内小中学校、自治会等で雑がみリサイクルの出前講座を実施した。 ・広報あげおに、雑がみの分別の啓発記事を掲載した。 ・「ごみ収集カレンダー」に「紙類の分別早見表」を掲載、西貝塚環境センターへ直接搬入するに、紙の分別についてチラシを配布し、リサイクルへの協力を依頼した。	A
持参の呼びかけ	・くらしレシビや啓発パネルにて、マイバッグ、マイボトルの持参の周知・啓発を実施した。 ・上尾市Webサイトに、マイバッグ持参の啓発ページを掲載した。	A
環境学習の推進	・出前講座（平成28～令和3年度実績） 実施回数：44回 出前講座参加者数：2,326人	A
	・西貝塚環境センター施設見学（平成28～令和3年度実績） 実施回数：145回 見学者数：8,534人	A
	・各自治会等の環境美化推進員へ環境美化における活動内容や知識を深めてもらうため、研修や説明を行った。 ・市内小・中学生の環境美化活動への関心及び環境保全についての理解と認識を深めてもらうため、ごみ散乱防止等の環境美化啓発ポスター作品を募集し、表彰及び展示会を行った。	A

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

施策	取組状況と成果	評価
各種イベントでの取組	<ul style="list-style-type: none"> 「AGECOstyle くらしレシピ」を作成。「地球温暖化対策」「ごみ減量」「自然環境保全」の3つのテーマで全12種類作成し、市役所本庁舎ほか、民間施設2箇所に設置した。 新型コロナウイルス感染拡大以前は、平方地区環境フェスティバルにおいて啓発を行った。 	A
有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみの有料化の導入について、「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」策定において調査した。 	A
事業者への取組	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの分別について、一般廃棄物収集許可更新時に業者へ分別、減量化について指導したほか、ごみ収集カレンダー、市ホームページに掲載して啓発を行った。 ごみ搬入検査を実施した。 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物所有者（延床面積3,000m²以上の建築物の所有者）に対して、廃棄物減量化計画の立案、管理責任者の選任について協力を要請した。 	A
(2) 資源化計画		A
小型家電リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 使用済み小型電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を推進するため、市内9か所（市役所、各支所・出張所、西貝塚環境センター）に回収ボックスを設置した。 	A
堆肥化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 施策「生ごみ処理容器の購入補助」参照 	A
地域リサイクル事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績（平成28～令和3年度実績） 登録団体：134団体 実施回数：1,468回 収集量：5,062,425kg 報奨金交付対象：2,961,600kg 報奨金交付額：5,866,200円 	A
バイオマスエネルギーの調査	<ul style="list-style-type: none"> 未実施 	C
剪定枝の資源化	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から出る剪定枝のチップ化、堆肥化等、資源化の推進のため、剪定枝処分の問い合わせ、搬入した方に、再生事業者を案内している。 	A
(3) 収集・運搬計画		A
収集・運搬体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度より、収集委託区域の拡大を行い、ふれあい収集、粗大ごみ収集の件数拡大を図った。 	A
低公害車の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車に、CNG（天然ガス）車を1台導入した。 	B
集積所の管理	<ul style="list-style-type: none"> カラス等によるごみの散乱を防止のため、ゴルフ練習場や果樹園から使用済みネットを譲り受け、ごみ集積所にカットしたものを、希望者に随時配布した。 	A
臨時収集	<ul style="list-style-type: none"> ペット霊園に委託し、道路等に遺棄された動物の死骸の収集を実施した。 	A
(4) 中間処理計画		A
適正運転	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量に応じた適正な運転管理を行った。 	A
施設更新	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に補修・整備を行い、大きなトラブルが発生しないよう予防保全を図った。 施設の延命化を図るため、「西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業」公募型プロポーザルを行った。 	A
リサイクルセンターの整備	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）上尾・伊奈広域ごみ処理施設の整備の際に、リサイクル施設の整備も検討する。 	C

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

施策	取組状況と成果	評価
(5) 最終処分計画		A
最終処分場の確保	・安全な最終処分を行うため、複数の最終処分場（再資源化施設を含む）に分散することにより、安定して搬出先を確保した。	A
最終処分場の抑制	・最終処分場の搬入ルールを守るため、ごみ収集カレンダーに「家庭ごみの出し方」を掲載し、また上尾市Webサイトに、異物である乾電池の処分方法を掲載し、乾電池が他のごみに混在しないよう啓発した。	A
(6) その他の関連計画		A
不法投棄対策	・荒川クリーン協議会（市職員含む）による荒川の周辺一部の不法投棄ごみの確認及び回収作業を行った。 ・道路や河川など公共エリアを所管する関係部署でパトロールの実施や警告看板の設置等を行った。	A
美化活動の推進	・健康で清潔な住み良い街づくりを推進するため、各自治会等から選出された市民に環境美化推進員を委嘱する。また、各地区に環境美化推進員連合会支部（10支部）を設置し、各支部の代表により上尾市環境美化推進員連合会を構成している。 ・連合会の活動を支援するため補助金を交付している。	A
	・市内に散乱するゴミ・空缶等を一扫すると共に、清掃活動やリサイクル活動をとおして環境意識の高揚を図るため、クリーン上尾運動を実施する。（新型コロナウイルス影響下では中止または一部実施）	A
	・たばこの吸い殻の散乱防止やポイ捨て防止を推進するため、上尾駅・北上尾駅前指定喫煙所（4箇所）全てにパーティションを設置した。 ・上尾・北上尾駅前路上喫煙禁止区域の路面標示の貼り替え、広報やホームページ等により啓発を行った。	A
適正処理への指導	・特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に収集・処分を行い、毒性のある廃棄物等は、受け入れを禁止している。	A
	・在宅医療に伴い排出される廃棄物の適正処理のため、在宅医療に伴い排出される注射針等は、医療機関へ返却するよう促している。	A
	・放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、焼却残さの放射性物質の濃度測定を継続し、数値を把握する。定期的に焼却残さの放射性物質濃度測定を実施し、その結果を上尾市Webサイトで公表している。	A
広域連携の推進	・焼却施設更新時のごみ処理や風水害、大地震等の大規模災害時に発生する大量の廃棄物を処理するため、埼玉県清掃行政研究協議会とその会員（市町村、一部事務組合）間で、災害廃棄物の処理に関する相互支援について協定を締結し、協力体制を構築した。	A
グリーン購入の推進	・「第3次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、まずは市内のグリーン購入の取組の促進を図る。	C
ごみ減量、資源化、適正処理等についての周知	・市民にごみ減量、資源化、適正処理を周知するため、ごみ収集カレンダーカレンダーやホームページなど様々な広報・啓発活動によりごみ減量、資源化、適正処理等について市民への協力を求めた。 ・ごみ分別アプリ活用して、外国籍の市民を含め、広く市民にごみ分別意識の向上を図った。	A

A：実施している、または実施した B：一部実施している C：実施していない

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3. 一般廃棄物処理システムの評価

本市における一般廃棄物処理システムについて、環境省が提供する「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和2年度）」による評価を行います。

評価は、国の「令和2年度一般廃棄物処理実態調査」を基に、人口が本市と同程度である15万人以上30万人未満の関東地方の都市（指定都市、中核市、特例市を除く）を比較対象として行います。

本市における一般廃棄物処理システムの分析結果については、表3-18に示すように、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「最終処分減量に要する費用」は平均以下の水準となっていますが、「1人1日当たりごみ総排出量」及び「1人当たり年間処理経費」は平均以上の水準となっています。

表3-16 一般廃棄物処理システムの比較項目

廃棄物の発生	1人1日当たりごみ総排出量 (集団回収等を含む)	ごみ総排出量÷計画収集人口÷365
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	総資源化量÷ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量÷ごみ総排出量
費用対効果	1人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費÷計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費) ÷(ごみ総排出量－最終処分量)

※いずれも直接搬入及び集団回収を含む。

※処理及び維持管理費のうち組合分の経費については市町村分担金の比率で市町村毎に按分。ここでの処理及び維持管理費は、車輛等購入費を除いている。また、施設改良費及びその他（第三セクターへの拠出金等）は含まない。経費には減価償却費及び経常収益は考慮されていない。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-17 比較対象都市における実績（令和2年度）

県	市	人口	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (t)	廃棄物のうち 最終処分され る割合 (t)	1人当たり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
茨城県	日立市	173,750	0.964	0.19	0.039	8,905	25,737
茨城県	ひたちなか市	158,246	1.003	0.145	0.035	8,057	20,169
栃木県	栃木市	158,721	0.94	0.139	0.101	11,176	32,542
栃木県	小山市	167,382	0.889	0.212	0.044	12,878	40,866
埼玉県	狭山市	150,049	0.816	0.283	0.008	11,957	36,227
埼玉県	上尾市	229,265	0.763	0.175	0.085	12,125	43,893
埼玉県	新座市	166,220	0.777	0.262	0.037	10,186	33,899
埼玉県	久喜市	152,704	0.841	0.26	0.012	13,483	43,500
千葉県	野田市	154,241	0.772	0.27	0.055	10,689	32,965
千葉県	佐倉市	173,979	0.833	0.191	0.029	8,530	28,547
千葉県	習志野市	175,258	0.908	0.182	0.025	13,838	41,726
千葉県	市原市	274,190	0.961	0.178	0.064	10,649	31,096
千葉県	流山市	199,151	0.822	0.228	0.026	11,270	35,752
千葉県	八千代市	201,612	0.773	0.168	0.056	12,384	44,396
千葉県	浦安市	169,963	0.896	0.191	0.062	14,616	45,081
東京都	立川市	184,439	0.673	0.359	0	17,063	60,990
東京都	三鷹市	190,062	0.713	0.317	0	12,069	39,808
東京都	府中市	260,324	0.684	0.323	0	13,420	47,051
東京都	調布市	237,636	0.725	0.357	0	12,285	39,859
東京都	小平市	195,120	0.689	0.298	0.033	17,021	61,466
東京都	日野市	186,992	0.648	0.266	0	12,468	44,186
東京都	東村山市	151,478	0.701	0.367	0	15,011	50,929
東京都	西東京市	205,907	0.688	0.338	0	15,677	53,629
神奈川県	鎌倉市	177,063	0.936	0.527	0	18,213	50,530
神奈川県	秦野市	162,439	0.827	0.296	0.052	13,174	41,162

※数値は令和2年度一般廃棄物処理実態調査のもので、算出方法の違いにより、本市を含む各市が公表する資料と異なる場合がある。

※いずれも直接搬入、集団回収を含む。

※「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（R2年度）」により、比較対象では指定都市、中核市、特例市を除く。

表 3-18 一般廃棄物処理システムの比較（令和2年度）

	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
上尾市実績	0.763	0.175	0.085	12,125	43,893
平均	0.814	0.238	0.034	12,146	39,512
最大	1.003	0.359	0.101	17,063	61,466
最小	0.648	0.139	0	8,057	20,169
標準偏差	0.103	0.066	0.028	2,302	9,812
指数値	106.3	73.5	-50	100.2	88.9
偏差値	55.0	40.5	31.8	50.1	45.5

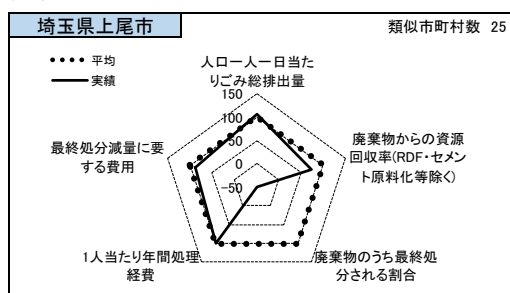
※標準偏差とは、分散（偏差を2乗した値の平均値）の平方根のこと。平均値ではわからないデータの散らばり度合を表す。

※指数とは、同じ種類の統計数値の大小関係を比率の形にして表したものの。

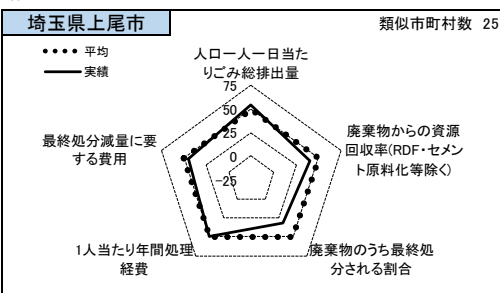
※偏差とは、同じ種類の統計数値を共通のものさしである標準偏差を用いて表したものの。

図 3-16 一般廃棄物処理システムの比較（令和2年度）

指数による比較



偏差による比較



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

4. 市民意識

(1) 市民意識調査にみる市民意識

第6次上尾市総合計画の策定にあたって、市民の行政全般に対する意向・要望等を的確に把握し、今後の市政推進に反映するため、平成30年11月にアンケート調査を実施しました。

「ごみ袋の有料化」に関する質問では、「有料化が必要である」が35.9%、「有料化する必要はない」が52.7%という結果となりました。

また、「関心のある環境問題」に関する質問では、37.6%の「地球温暖化対策」に次ぎ、「ごみの減量化・資源リサイクル」が26.3%で第2位となり、市民の関心が高いということが分かりました。

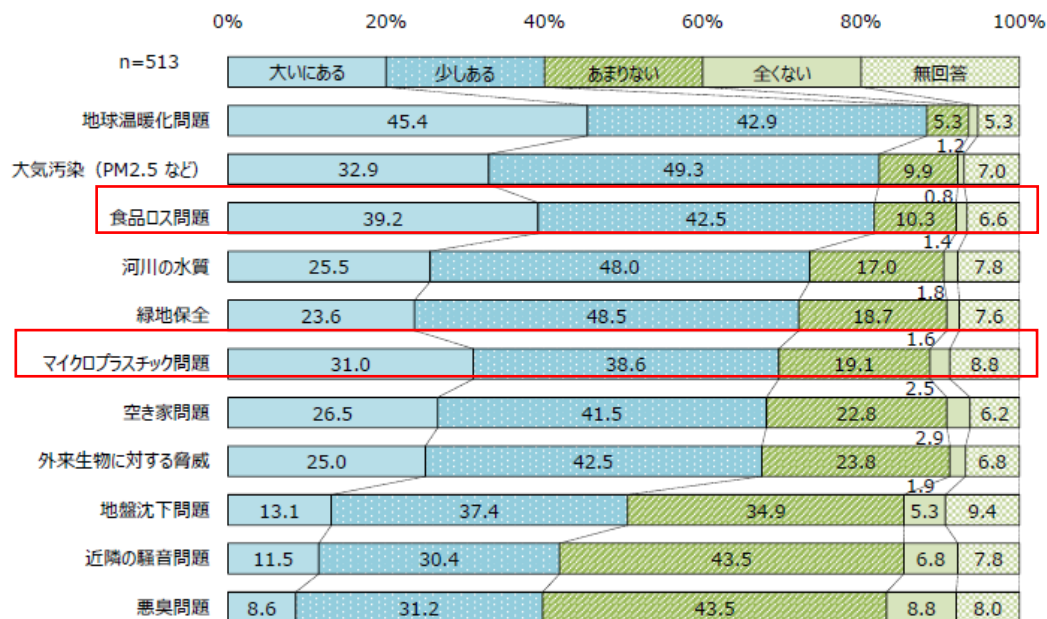
(2) 上尾市環境基本計画市民アンケート調査にみる市民意識

第3次上尾市環境基本計画の策定にあたり、市民及び市内の事業者の現状や意向を把握し、計画へ反映するため、令和元年11月にアンケート調査を実施しました。その中から、廃棄物行政に関する市民意識の調査結果を抽出しました。

○環境問題に関する関心度については、図3-17に示すとおり、11項目中「食品ロス問題」が3位（81.7%）、「マイクロプラスチック問題」が第6位（69.6%）となっています。また地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策については、図3-18に示すとおり、10項目中「ごみの減量・資源化の推進」が第2位（36.1%）となっています。

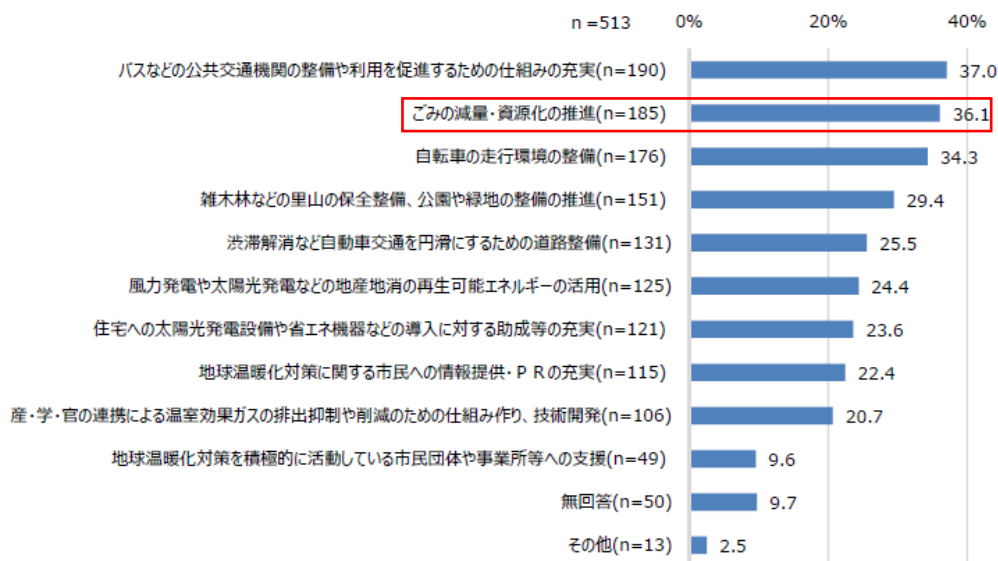
※「その他」及び無回答を除く。

図3-17 環境問題に関する関心度



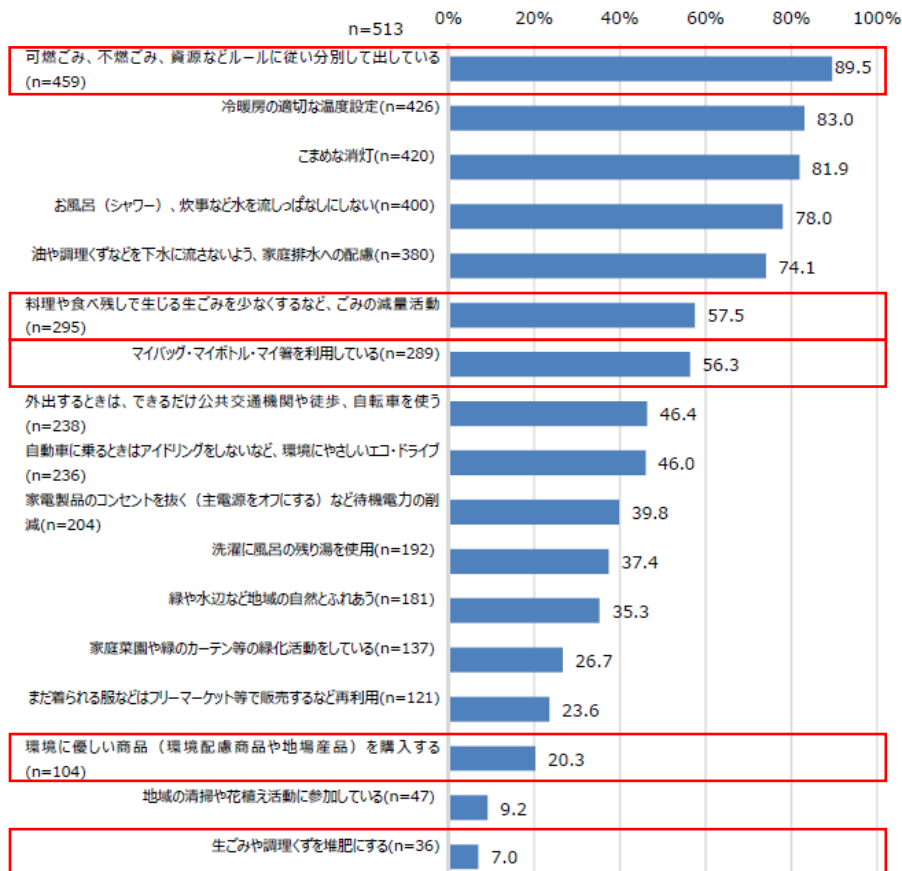
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-18 地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策



○環境への取組状況については、図 3-19 に示すとおり、ごみの分別、生ごみ減量の実施率が高くなっています。

図 3-19 環境への取組状況



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

○市が重点的に取り組むべき環境対策については、図 3-20 に示すとおり、12 項目中「ごみの不法投棄対策」が第 3 位（32.9%）、「ごみ排出量の削減、分別やリサイクルの推進」が第 4 位（30.0%）となっています。 ※「その他」及び無回答を除く。

図 3-20 市が重点的に取り組むべき環境対策



○上尾市の環境のあるべき姿については、10 項目中「廃棄物の 3R（「Reduce（リデュース）ごみを減らす」、「Reuse（リユース）再利用する」、「Recycle（リサイクル）資源にする」）を徹底した資源循環型のまち」が第 3 位（35.7%）、「エネルギーを大切に省エネ・創エネを推進する地球にやさしいまち」が第 8 位（18.7%）となっています。

○市の実施する環境イベントや取組みの認知度については、12 項目中「エコクッキング」が第 5 位（7.8%）、「もったいないゼロ」が第 7 位（6.2%）となっていますが、いずれも 10% 未満に留まっています。

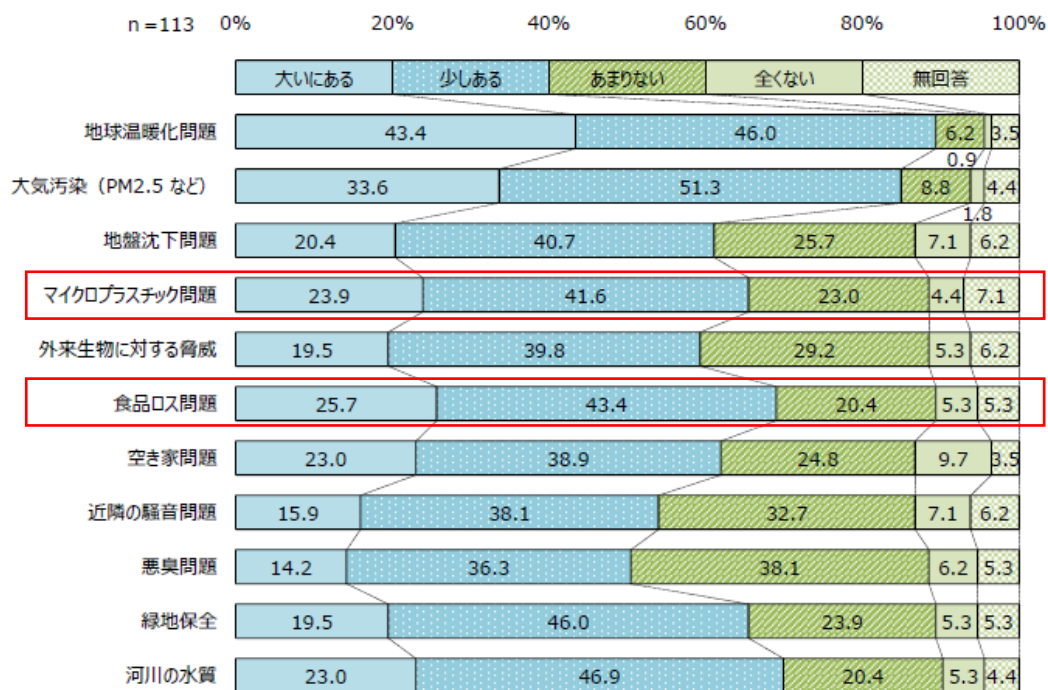
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(3) 上尾市環境基本計画事業者アンケート調査にみる事業者意識

次に、第3次上尾市環境基本計画の策定にあたり、実施した令和元年11月のアンケート調査の中から、廃棄物行政に関する事業者意識の調査結果を抽出しました。

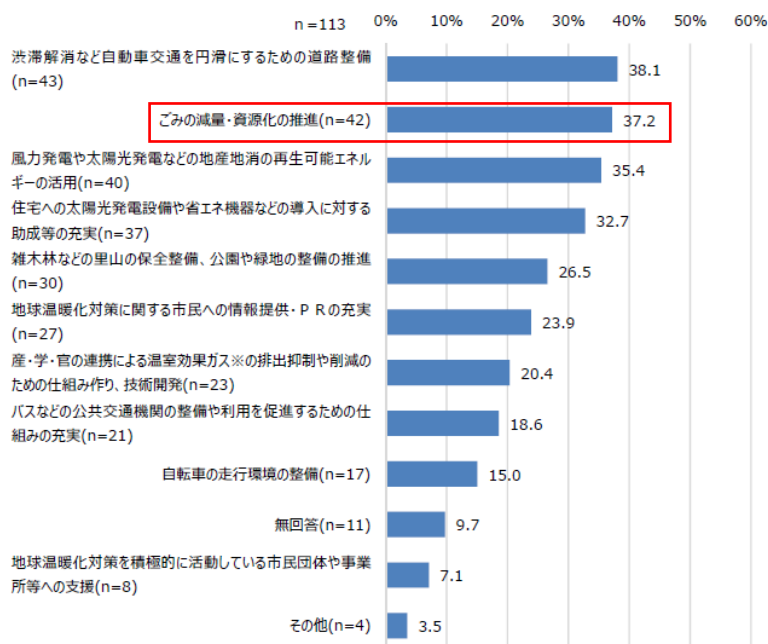
○環境への関心については、図3-21に示すとおり、11項目中「食品ロス問題」が4位（69.1%）、「マイクロプラスチック問題」が第6位（65.5%）となっています。また地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策については、図3-22に示すとおり、10項目中「ごみの減量・資源化の推進」が第2位（37.2%）となっており、市民意識と同様の傾向が見られます。※「その他」及び無回答を除く。

図3-21 環境問題への関心



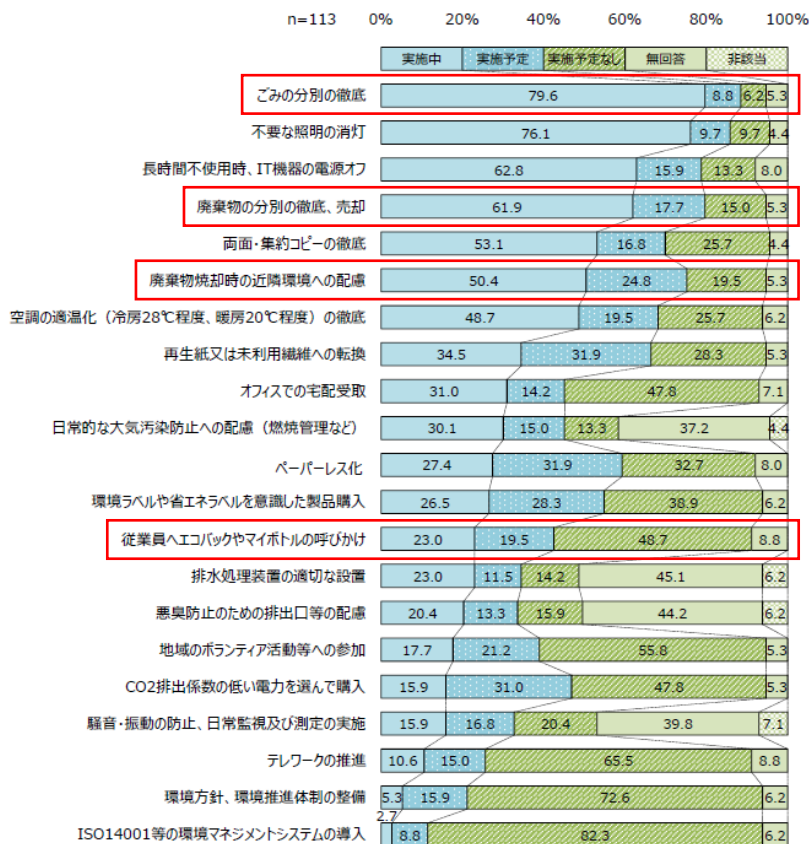
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-22 地球温暖化対策として市が重点的に進めるべき施策



○環境への取組状況については、図 3-23 に示すとおり、「ごみの分別の徹底」、「廃棄物の分別の徹底、売却」の実施率が高くなっています。

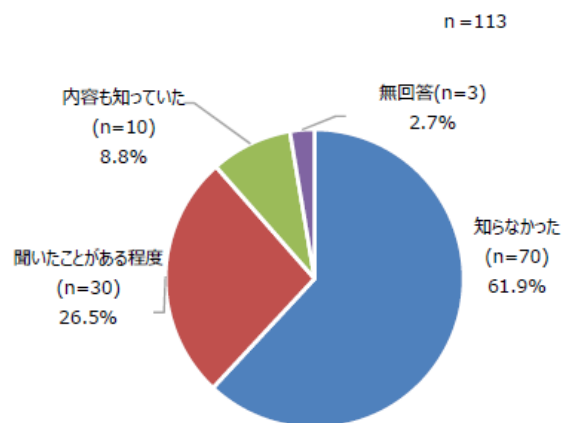
図 3-23 環境への取組状況



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

○SDGsの認知度については、図3-24に示すとおり、6割以上の事業所が「知らなかった」と回答しています。各事業所の事業活動とSDGsがどのように関連するか等、情報発信を行い、環境対策へのさらなる意識向上を図っていく必要があります。

図3-24 SDGsの認知度



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

5. 課題の抽出

(1) 排出抑制

本市の家庭系可燃物の総排出量は令和3年度実績で43,523tであり、前計画の数値目標（令和7年度：42,531t/年以下）を上回っているものの、目安となる1人1日あたり家庭系可燃物量の数値は518gと、前計画の数値目標（令和7年度：525g/人・日以下）を、前倒しで達成しております。また、事業系可燃物量及び家庭系・事業系ごみを合わせた可燃物総排出量は、前倒しで達成しています。

しかしながら、1人1日あたり家庭系可燃物量が、関東地方の類似自治体や埼玉県内自治体と比較するといまだに多いことを踏まえると、更なる減量化や分別再資源化による可燃物の排出抑制が必要です。

事業系ごみの排出量は、平成26年度から開始した市職員による搬入検査の徹底により大幅に減少しましたが、平成29年度以降は再び増加傾向にあり、自己処理の周知などの排出抑制対策を検討することが必要です。

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、使い捨てプラスチックの規制強化やプラスチックリサイクルの促進が求められていることを踏まえ、本市におけるプラスチックごみ対策への考え方を整理する必要があります。

食品ロスについては、県と連携した意識啓発やフードドライブ等の取組を継続しており、市民の関心も高く、取組も進んでおりますが、小売店舗や飲食店などと連携した取組を今後も継続する必要があります。

(2) 資源化

本市における総資源化率は、平成27年度の20.0%をピークに緩やかに減少し、令和3年度は18.2%でした。また、再資源化量の排出別の内訳は収集ごみと集団回収がそれぞれ約半分となっています。このうち、特に集団回収量の減少が顕著であり、普及啓発とともに現在のライフスタイルに合った資源ごみの回収・リサイクル手法の検討が必要です。

今後は、プラスチック資源循環促進法等の社会情勢の変化も踏まえつつ、引き続き分別の啓発・徹底を図るとともに、地域リサイクル事業へ若年層の参加を促す等、活動の活性化を図ることが必要です。

(3) 収集・運搬

分別品目の見直しや高齢化の進行によるふれあい収集の増加を見据えつつ、安定した収集・運搬体制を維持する必要があります。

特に、令和15年度以降に予定している伊奈町との広域処理開始後は、処理施設までの収集・運搬距離が伸びる地域もあることから、市民の利便性を確保しながら、効率的な収集・運搬体制となるよう検討する必要があります。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 中間処理

本市で収集された可燃物を焼却している西貝塚環境センターは、平成10年の稼働開始から約24年が経過していますが、基幹的設備改良工事を実施中（令和5年1月から令和8年3月）であり、計画的に運営維持管理を図っています。

破砕処理施設では、スプレー缶や未分別のリチウムイオン電池によるものと思われる火災事故による稼働停止が発生しており、施設の安定稼働のため、住民への分別の周知を継続して実施する必要があります。

また、令和15年度以降に伊奈町との広域処理を実施するため、安定かつ効率的なごみ処理体制を維持していくために、伊奈町と共同処理についての調整が必要です。

(5) 最終処分

本市は、市域内に最終処分場を有していないため、焼却灰等は、埼玉県営施設や県外の最終処分場で埋め立てを行っているほか、セメント原料化も行っています。今後も安全かつ安定した最終処分を継続するため、最終処分場の確保を図っていくほか、ごみの減量化を推進するとともにセメント原料化を促進することで、最終処分量の削減に努める必要があります。

(6) その他の関連計画

本市は令和3年7月に「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目指します。よって、廃棄物処理の分野においてもプラスチックごみの削減や焼却に伴うエネルギー回収などに積極的に取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛による持ち帰り容器の増加などの市民の生活様式の変化が想定されます。ごみ量やごみの発生元の変化についても注視しながら施策を検討する必要があります。

本市の人口は、現時点では増加しているものの、長期的には人口減少や高齢化が進むものと想定されます。このため、効率的な収集・運搬システムや税収減に備えたごみ処理有料化を検討する必要があります。また、人手不足解消のためAI・IoTの導入の先進事例についても必要な情報収集を行います。

第4節 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

1. ごみ発生量の将来推計（現況推移）

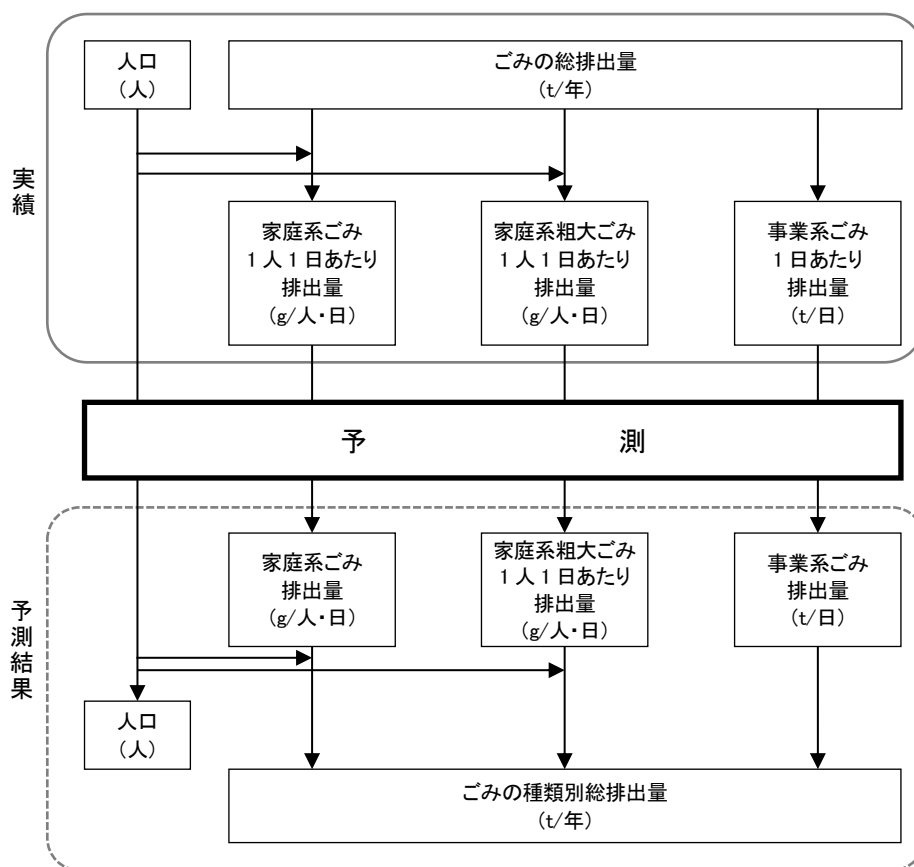
(1) 推計方法

環境省の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）では、「予測手法としては、過去の実績から一人一日当たり発生量（g/人・日）を算出し、この実績にトレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられる」とされています。

これに基づき、本市の家庭系ごみ（粗大ごみを除く）、家庭系粗大ごみ、事業系ごみについて、平成29年度～令和3年度までの5年間の実績を推計式に代入して推計します。ただし、焼却炉修理による処理委託、災害ごみ受入等でごみ量の増減があるため、これらに該当する年度は推計に用いません。

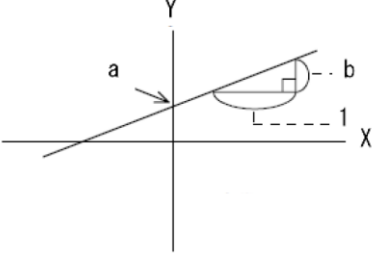
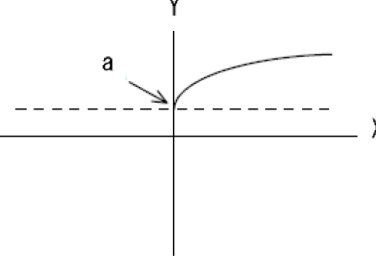
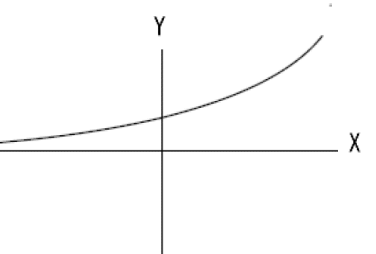
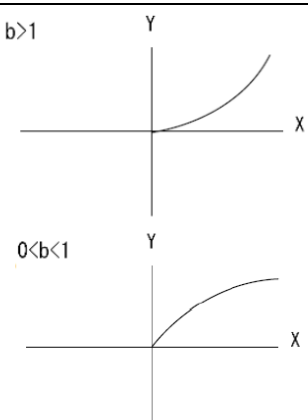
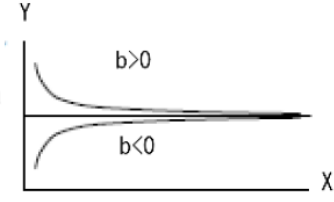
推計式は、厚生省監修の「ごみ処理施設構造指針解説」（昭和62年）に示す図3-26の推計式を用いました。推計値とは、実績の傾き（増加や減少の傾向）を推計式に代入して求めたものであり、現在と同じ施策を続けた場合の将来値の見込みです。

図3-25 推計の流れ



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-26 推計式の概要

推計式	概要	モデル図
等差級数法 $(y=ax+b)$	過去の傾向を直線式で表す方法。 Xに年度が入るので、 $b>0$ の場合は年ごとに増加、 $b<0$ の場合は年ごとに減少となる。	
対数級数法 $(y=a*\ln(x)+b)$	対数を用いた推計式。 推計結果は曲線を示す。	
等比級数法 $(y=e^{(ax)}*b)$	乗数を用いた推計式。 過去の実績が一定の割合で増加（または減少）している場合に当てはめの結果がよく、曲線を示す。	
べき級数法 $(y=(x^a)*b)$	曲線を示す推計式。 過去の実績値と比較的あてはまりがよく、人口予測式として用いられることが多い。	
逆数級数法 $(y=(a/x)+b)$	分数関数を用いた推計式。 推計結果は反比例となり、曲線を示す。	

※y：推計値、X：年度、lnX：自然対数 (log_eX)

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(2) ごみ原単位

本市における家庭系ごみ（粗大ごみを除く）、家庭系粗大ごみ、事業系ごみのごみ原単位推計結果を以下に示します。

■家庭系ごみ（粗大ごみを除く）

家庭系ごみ（粗大ごみを除く）の実績値について、平成 29 年度は焼却処理の外部委託によるごみ焼却量減少、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大によるごみ量が急増しています。そのため、平成 27 年度から令和 3 年度のうち、平成 29 年度、令和 2 年度を除く 5 年間の実績値をもとに推計を行いました。その結果を表 3-19 に示します。実績値は減少傾向であり、推計結果はすべての推計式において微減しています。このうち、最も相関係数の高い「等差級数法」による推計値を採用します。

■家庭系粗大ごみ

家庭系粗大ごみの実績値について、平成 29 年度から令和 3 年度の 5 年間の実績値をもとに推計を行いました。その結果を表 3-20 に示します。実績値は減少傾向にあり、推計結果はすべての推計式において減少しています。このうち、最も相関係数の高い「べき級数法」による推計値を採用します。

なお、本市の家庭系粗大ごみの排出量は、戸別収集のみを集計し、直接搬入分は解体後、可燃物・不燃物等として取り扱うため、集計されていません。

■事業系ごみ

事業系ごみの実績値について、平成 31 年度は災害ごみ受入によりごみ量が増加しています。そのため、平成 28 年度から令和 3 年度のうち、平成 31 年度を除く 5 年間の実績値をもとに推計を行いました。その結果を表 3-21 に示します。実績値は増加傾向であり、推計結果はすべての推計式において増加しています。このうち、最も相関係数の高い「べき級数法」による推計値を採用します。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

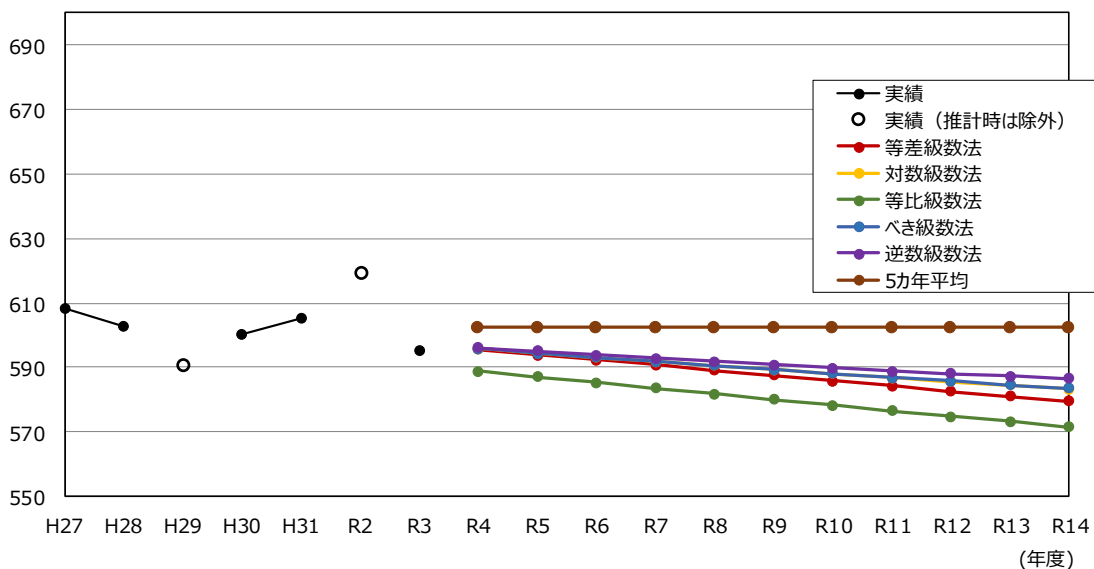
表 3-19 家庭系ごみ（粗大ごみを除く）の推計結果

(単位：g/人・日)

年度	年度	実績	実績 (推計時は除外)	推計結果						
				等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	5力年平均	
H27	2015	608.21								
H28	2016	602.78								
H29	2017		591.12							
H30	2018	600.49								
H31	2019	605.05								
R2	2020		619.83							
R3	2021	595.32								
R4	2022			595.60	595.95	588.86	595.83	596.25	602.37	
R5	2023			593.98	594.54	587.10	594.45	595.03	602.37	
R6	2024			592.37	593.18	585.34	593.10	593.88	602.37	
R7	2025			590.75	591.85	583.59	591.79	592.79	602.37	
R8	2026			589.14	590.55	581.84	590.52	591.75	602.37	
R9	2027			587.53	589.29	580.09	589.28	590.77	602.37	
R10	2028			585.91	588.05	578.36	588.08	589.83	602.37	
R11	2029			584.30	586.85	576.62	586.90	588.93	602.37	
R12	2030			582.68	585.67	574.90	585.76	588.08	602.37	
R13	2031			581.07	584.52	573.18	584.64	587.26	602.37	
R14	2032			579.46	583.40	571.46	583.55	586.48	602.37	
式	式			$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$	-	
a=				-1.614	-51.194	-0.003	-0.085	1,618.144	-	
b=				653.70	779.4	656.02	808	551.3	-	
r=				0.792	0.788	0.792	0.788	0.785	-	
r^2=				0.627	0.622	0.627	0.621	0.616	-	
採否	採否			○						

※2015年度をx = 29とする

排出原単位
(g/人・日)



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-20 家庭系粗大ごみの推計結果

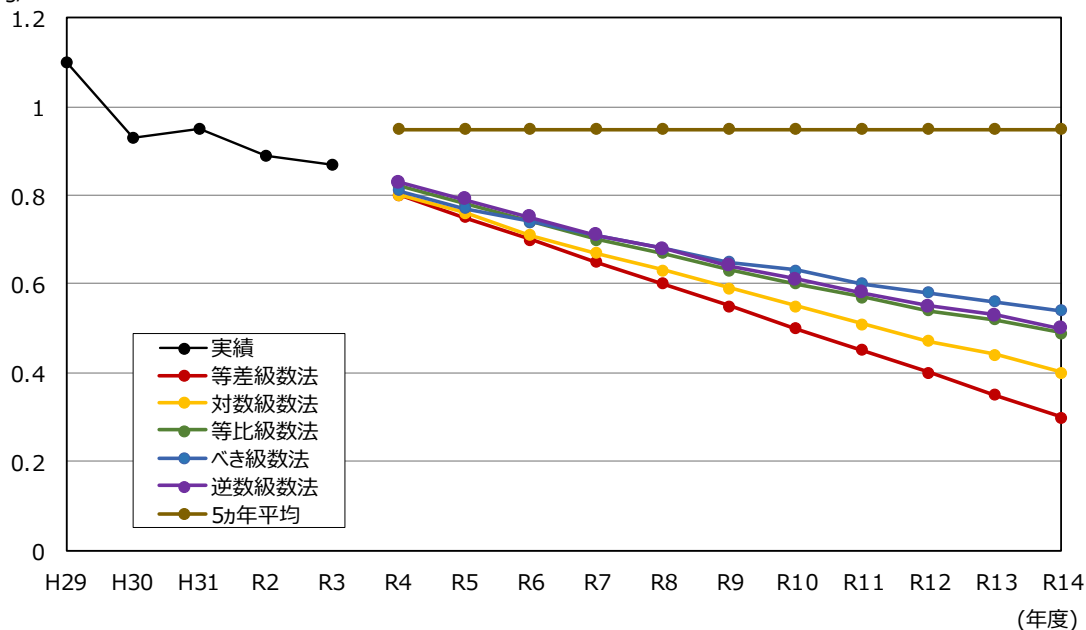
(単位：g/人・日)

年度	年度	実績	推計結果						
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	5年平均	
H29	2017	1.10							
H30	2018	0.93							
H31	2019	0.95							
R2	2020	0.89							
R3	2021	0.87							
R4	2022		0.80	0.80	0.82	0.81	0.83	0.95	
R5	2023		0.75	0.76	0.78	0.77	0.79	0.95	
R6	2024		0.70	0.71	0.74	0.74	0.75	0.95	
R7	2025		0.65	0.67	0.70	0.71	0.71	0.95	
R8	2026		0.60	0.63	0.67	0.68	0.68	0.95	
R9	2027		0.55	0.59	0.63	0.65	0.64	0.95	
R10	2028		0.50	0.55	0.60	0.63	0.61	0.95	
R11	2029		0.45	0.51	0.57	0.60	0.58	0.95	
R12	2030		0.40	0.47	0.54	0.58	0.55	0.95	
R13	2031		0.35	0.44	0.52	0.56	0.53	0.95	
R14	2032		0.30	0.40	0.49	0.54	0.50	0.95	
式	式		$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{(ax)})^*b$	$y=(x^a)^*b$	$y=(a/x)+b$	-	
a=			-0.050	-1.559	-0.051	-1.599	48.508	-	
b=			2.50	6.3	4.64	228	-0.6	-	
r=			0.872	0.878	0.882	0.896	0.884	-	
r^2=			0.760	0.771	0.777	0.803	0.782	-	
採否	採否					○			

※2017年度を x = 29とする

排出原単位

(g/人・日)



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-21 事業系ごみの推計結果

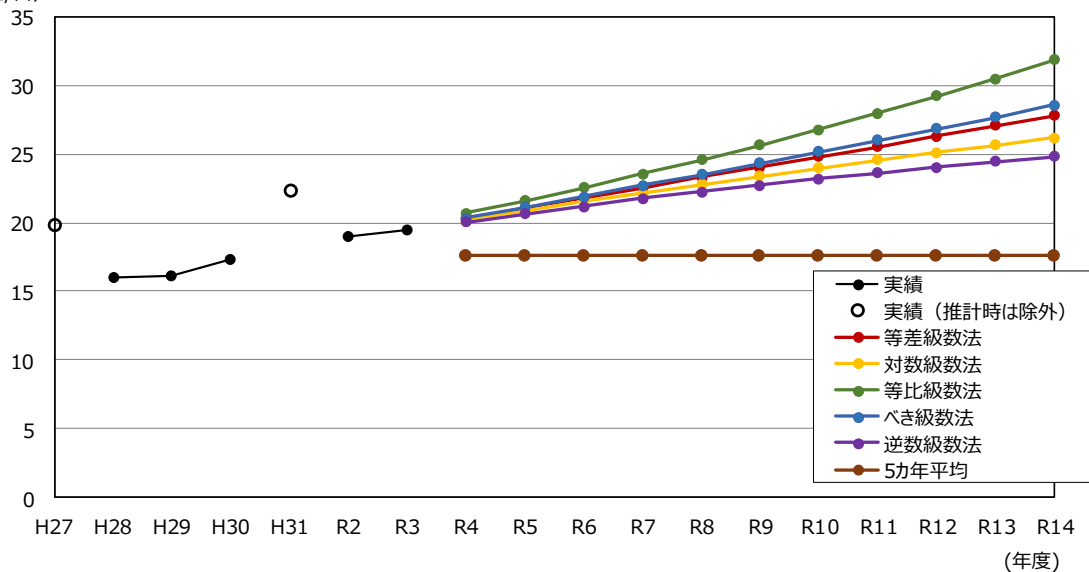
(単位：t/日)

年度	年度	実績	実績（推計時は除外）	推計結果						
				等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	5カ年平均	
H27	2015		19.89							
H28	2016	15.97								
H29	2017	16.17								
H30	2018	17.32								
H31	2019		22.39							
R2	2020	18.96								
R3	2021	19.42								
R4	2022			20.27	20.19	20.69	20.31	20.04	17.57	
R5	2023			21.02	20.86	21.60	21.10	20.63	17.57	
R6	2024			21.78	21.51	22.55	21.89	21.19	17.57	
R7	2025			22.53	22.14	23.54	22.69	21.73	17.57	
R8	2026			23.28	22.76	24.57	23.50	22.23	17.57	
R9	2027			24.03	23.36	25.65	24.32	22.72	17.57	
R10	2028			24.78	23.95	26.78	25.15	23.18	17.57	
R11	2029			25.54	24.53	27.96	25.98	23.61	17.57	
R12	2030			26.29	25.09	29.18	26.82	24.03	17.57	
R13	2031			27.04	25.64	30.47	27.67	24.43	17.57	
R14	2032			27.79	26.17	31.80	28.52	24.81	17.57	
式	式			$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{(ax)})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$	-	
a=				0.752	24.414	0.043	1.385	-790.635	-	
b=				-6.80	-67.3	4.40	0.142	42.0	-	
r=				0.989	0.989	0.989	0.989	0.988	-	
r^2=				0.979	0.978	0.979	0.979	0.975	-	
採否	採否						○			

※2015年度を x = 29とする

排出原単位

(t/日)



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(3) 将来ごみ排出量

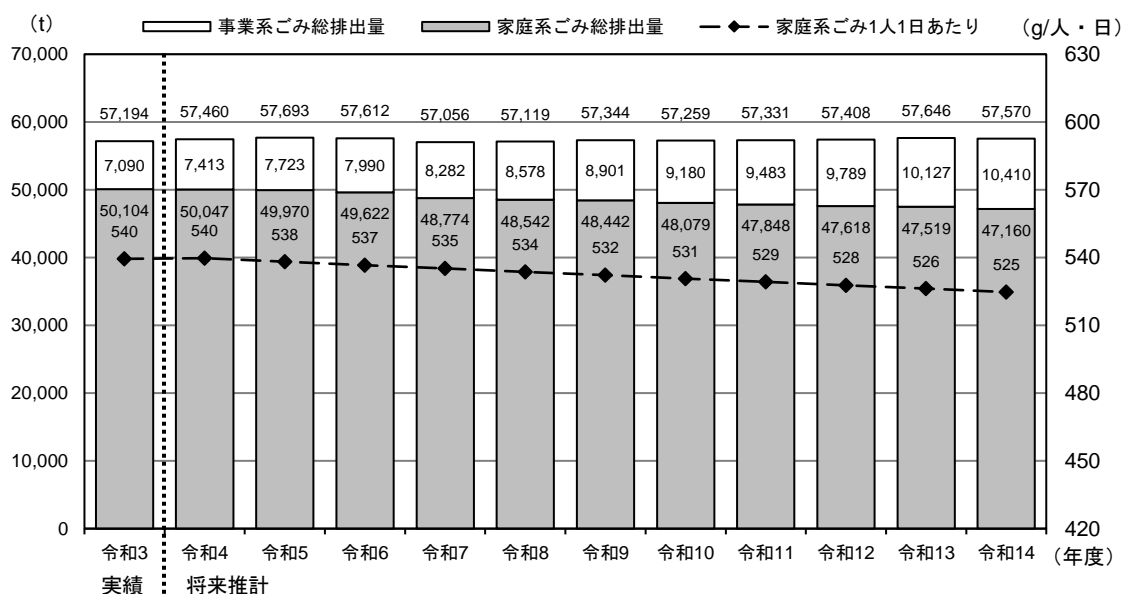
ごみ排出量の将来推計に当たり、本計画では、人口については、「第2期上尾市地域創生長期ビジョン 第2期上尾市地域創生総合戦略」（令和4年8月）における将来展望人口を用いるものとします。

本市のごみの排出と処理が現況のまま推移する場合の将来推計は、図3-27のようになります。

推計の結果、計画最終年の令和14年度の総ごみの発生量合計は57,570tとなり、令和3年度比100.7%、0.7%の増量が予測されます。

また、全体の約9割を占める可燃物については、計画最終年の令和14年度の発生量は51,330tとなり、令和3年度比101.5%、1.5%の増量が予測されます。

図3-27 ごみ排出量の将来推計（現況推移の場合）



※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表3-22 ごみ排出量の将来推計（現況推移の場合）

年度	人口 (人)	家庭系ごみ1人1日あたり排出量(原単位) (g/人・日)	家庭系ごみ総排出量 (t)	事業系ごみ総排出量 (t)	ごみ総排出量 (t)	ごみ総排出量のうち可燃物 (t)
令和3	230,245	540	50,104	7,090	57,194	50,567
令和4	229,902	540	50,047	7,413	57,460	50,843
令和5	229,559	538	49,970	7,723	57,693	51,086
令和6	229,215	537	49,622	7,990	57,612	51,051
令和7	225,928	535	48,774	8,282	57,056	50,607
令和8	225,478	534	48,542	8,578	57,119	50,701
令和9	225,027	532	48,442	8,901	57,344	50,938
令和10	224,577	531	48,079	9,180	57,259	50,900
令和11	224,126	529	47,848	9,483	57,331	51,003
令和12	223,676	528	47,618	9,789	57,408	51,109
令和13	223,221	526	47,519	10,127	57,646	51,359
令和14	222,767	525	47,160	10,410	57,570	51,330

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※家庭系ごみ1人1日あたり排出量(原単位)(g/人・日)は資源物、ふれあい収集を除いた値である。

※令和4年度以降の人口については推計値とする。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

2. 基本目標

(1) 基本理念

これまで続けてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、地域における廃棄物処理に様々な課題をもたらすとともに、現在、地球規模での環境破壊や天然資源枯渇の問題にもつながっています。

そのため、廃棄の抑制と資源の循環的利用を実現する新しい社会システムの構築を目指し、循環型社会の形成を推進することが求められています。

本市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、このような、資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を目指す必要があります。中でも、基本方針①に示す廃棄物の発生抑制及び基本方針②に示す廃棄物の資源循環が最も優先されるべきことです。

以上のことを踏まえ、本計画の基本理念を次のように定めます。

みんなで実現 ごみを減らして資源を循環させるまち

(2) 基本方針

本計画における基本理念を実現するため、6つの基本方針に基づく施策を推進します。

基本方針①

リデュースの推進によるごみ発生抑制

基本方針②

リユース・リサイクルの推進による資源循環

基本方針③

効率的な収集・運搬体制の確保

基本方針④

安心・安全なごみ処理体制の維持

基本方針⑤

不法投棄ごみの発生抑制

基本方針⑥

脱炭素社会に向けたごみ処理

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(3) 目標値設定の考え方

前計画及び本計画の目標値設定の比較を表 3-23 に示します。

前計画では、家庭系ごみの目標値には可燃物の総排出量のみを用いていました。しかしながら、この目標の場合、可燃物以外の不燃物や粗大ごみの排出状況が反映されないこと、また総排出量であるため、ごみの増減だけでなく人口の増減によっても左右され、取組の進捗がわかりにくいことから、本計画では、「資源物を除く 1 人 1 日あたり排出量（不燃物、粗大ごみ、ふれあい収集を含む）」を新たに目標の対象として設定することとします。

事業系ごみについては、人口による直接的な影響はありませんが、家庭系ごみ同様に不燃物や資源物を含めた総排出量を新たな目標の対象とします。

表 3-23 前計画及び本計画の目標値設定の比較

項目		前計画目標の対象 (令和 7 年度)	本計画目標の対象 (令和 14 年度)
ごみ総排出量	家庭系ごみ	可燃物	資源物を除く 1 人 1 日あたり 排出量
		不燃物	
		粗大ごみ	
		ふれあい収集	
		資源物	
	事業系ごみ	可燃物	総排出量
		不燃物	
		資源物	

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(4) 計画の目標

前述の検討を踏まえ、本計画の目標は以下のとおり設定します。本計画の基準年は令和3年度、目標年は計画最終年の令和14年度、中間年は令和9年度とします。

家庭系ごみは、前計画による目標達成が良好であることから、第四次循環型社会形成推進基本計画及び埼玉県廃棄物処理基本計画を参考に、現状より約2割減の目標とします。

事業系ごみについては、平成26年10月から開始した搬入検査の徹底により大幅な削減を達成していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした社会経済的な影響予測が困難な状況や上尾道路沿いの今後の企業誘致による事業者の増加を踏まえ、ごみ量の増加を指導強化により抑制し、現状維持することを目標とします。

目 標

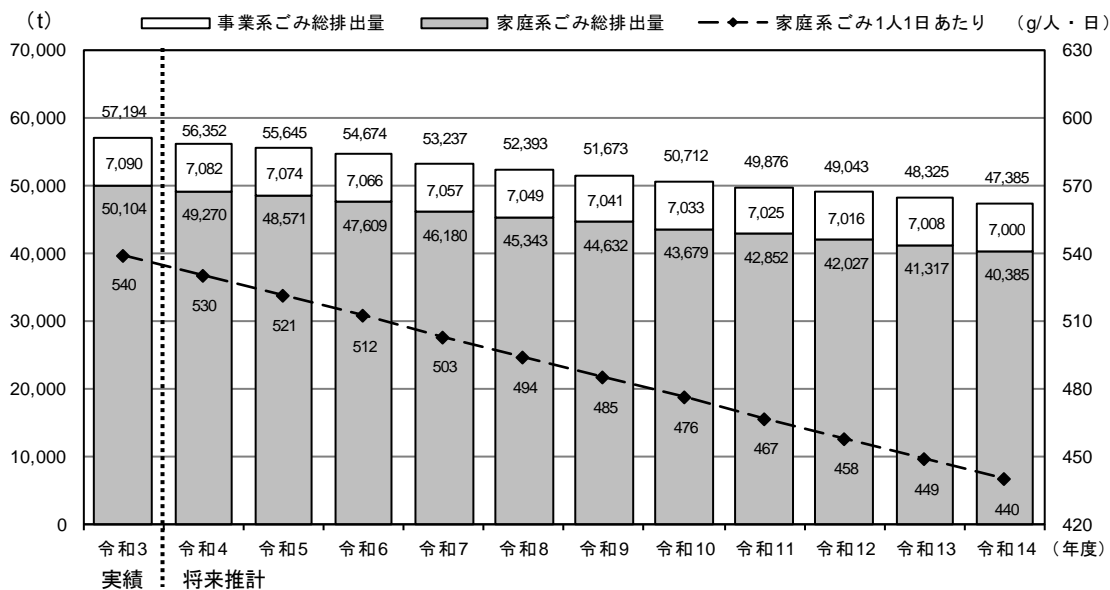
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を基準年から100g/人・日減らし、目標年までに440g/人・日、基準年比81.5%とします。

表 3-24 数値目標

項目	設定の考え方	基準年 令和3年度	中間年 (基準年から6年目) 令和9年度	目標年 (基準年から11年目) 令和14年度
1人1日あたりの家庭系ごみ(原単位)	第四次循環型社会形成推進計画及び埼玉県一般廃棄物処理基本計画の目標値を参考に設定	540g/人・日	485g/人・日 基準年比89.9% 【約1割減】	440g/人・日 基準年比81.5% 【約2割減】
事業系ごみ総排出量(年間)	近年増加傾向であることを踏まえ、令和3年度実績を維持する。	7,090t	7,041t 【基準年を維持】	7,000t 【基準年を維持】

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

図 3-28 ごみ排出量の将来推計（目標達成時）



※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

表 3-25 ごみ排出量の将来推計（目標達成時）

年度	人口 (人)	家庭系ごみ 1人1日あたり 排出量(原単位) (g/人・日)	家庭系ごみ 総排出量 (t)	事業系ごみ 総排出量 (t)	ごみ総排出量 (t)
令和3	230,245	540	50,104	7,090	57,194
令和4	229,902	530	49,270	7,082	56,352
令和5	229,559	521	48,571	7,074	55,645
令和6	229,215	512	47,609	7,066	54,674
令和7	225,928	503	46,180	7,057	53,237
令和8	225,478	494	45,343	7,049	52,393
令和9	225,027	485	44,632	7,041	51,673
令和10	224,577	476	43,679	7,033	50,712
令和11	224,126	467	42,852	7,025	49,876
令和12	223,676	458	42,027	7,016	49,043
令和13	223,221	449	41,317	7,008	48,325
令和14	222,767	440	40,385	7,000	47,385

※数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

※家庭系ごみ1人1日あたり排出量（原単位）(g/人・日)は資源物を除いた値である。


※令和4年度以降の人口については推計値とする。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

3. 施策体系

本計画の目標を達成するため、6つの基本方針に基づく以下の施策を推進します。

また、各基本方針に関連の深い SDGs のゴールを示しています。各主体が取組を実践することで、SDGs のゴールに寄与することとなります。

基本方針	施策	関連の深い SDGs のゴール
基本方針1 リデュースの推進によるごみ発生抑制	1-① 家庭系ごみの減量推進	
	1-② 事業系ごみの減量推進	
基本方針2 リユース・リサイクルの推進による資源循環	2-① リユースの推進	
	2-② リサイクルの推進	
基本方針3 効率的な収集・運搬体制の確保	3-① 効率的な収集・運搬体制の確保	
	3-② 新たな収集・運搬体制の検討	
基本方針4 安心・安全なごみ処理体制の維持	4-① 安定処理のための施設の管理・整備	
	4-② 最終処分場の確保	
	4-③ 災害時などの対応	
基本方針5 不法投棄ごみの発生抑制	5-① 不法投棄ごみの発生抑制	
基本方針6 脱炭素社会に向けたごみ処理	6-① 脱炭素社会に向けたごみの分別	
	6-② 脱炭素社会に向けた環境啓発ごみ処理	
	6-③ 脱炭素社会に向けた施設の整備	

4. 基本方針ごとの施策

(1) リデュースの推進によるごみ発生抑制

基本方針1 リデュースの推進によるごみ発生抑制



本市から排出される一般廃棄物の約 90 %は、家庭系ごみです。市民に対して、生ごみ処理容器の購入補助のほか、食品ロスやプラスチックごみ削減の啓発を進めます。

また、さらなるごみ減量のため、「家庭系ごみの有料化」を検討します。

施策 1-① 家庭系ごみの減量推進

① 「買わない」「使わない」の推進

- スーパー等でレジ袋を「買わない」ためのマイバッグ、飲料容器を「使わない」ためのマイボトルの持参を積極的に呼びかけます。

② 家庭用生ごみ処理容器の購入補助

- 家庭での生ごみの自己処理・減容化を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の購入補助を行います。

③ 食品ロスの削減【新規】

- 埼玉県や市社会福祉協議会などと連携し、フードバンクやフードドライブの推進により、未利用食品の有効活用を図ります。
- 家庭や飲食店に対し、使い切り・食べきり運動により食品ロス削減を推進するほか、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介により生ごみの減量化を図ります。【重点施策】

④ 家庭系ごみの有料化の検討

- 家庭系ごみの有料化に向け、市民と情報共有を図りながら、本市にふさわしい実施方法を検討します。【重点施策】

施策 1-② 事業系ごみの減量推進

① 事業者への排出抑制・分別・資源化の呼びかけ

- 商工会議所等の商工団体と連携して、事業者に対してごみの分別徹底及び資源化の推進を図ります。
- 消費者のごみの排出を抑制するため、事業者に対して、商品提供時の過剰包装や流通時の梱包材や緩衝材等の発生抑制、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう協力を要請します。

② 搬入検査

- 西貝塚環境センターに搬入される事業系ごみについて、適正な分別が行われるよう引き続き全事業者に協力を要請するとともに、搬入検査により適正排出の指導を行います。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

す。

③ 廃棄物減量等計画書

- 「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に規定する「事業用大規模建築物所有者」（延べ床面積が 3,000m² 以上の建築物の所有者）に対し、継続的なごみ減量を行うよう協力を要請します。

④ 事業系一般廃棄物搬入手数料の見直し

- 近隣自治体の手数料を把握し、経済性を考慮しながら、適正な料金設定であるか確認し、必要に応じて見直しを行います。

<食品ロスの削減>

我が国から発生する食品ロス量は、令和 2 年度で 522 万トン（環境省報道発表資料）と推計されており、これは毎日、大型トラック（10 トン車）約 1,430 台分の食品を廃棄していることとなります。

本市では、啓発チラシを作成して食品ロス削減を呼びかけているほか、各種イベントなどでフードドライブを実施しています。フードドライブで集めた食料品は、必要な所に提供しています。



＜家庭系ごみの有料化の検討＞

少子高齢化においても必要なごみ処理経費を確保しつつ、家庭系ごみの削減取組をより一層推進するための施策の一つとして「家庭系ごみの有料化」が挙げられます。実施した54自治体の平均で、実施から3年で1人当たりの収集量が20パーセント減少しています。

「家庭系ごみの有料化」の一般的な手法は、手数料を上乗せした市町村の指定ごみ袋やごみ袋に貼るシールの販売があります。

家庭系可燃ごみの有料化を実施している自治体は、全市区町村の63.5パーセント（平成31年3月時点）で、関東地方での実施率は、40.7パーセントと低く、中でも埼玉県は16.4パーセントと最も低い自治体となっております。

「家庭系ごみの有料化」は、新たなごみ処理施設の整備において「循環型社会形成推進交付金」を受けるために実施を検討することとなっております。なお、環境省の案内では、有料化以外の施策で減量できていればこの限りではないとされており、合わせてその他の有効な施策も検討していきます。

【環境省 一般廃棄物処理有料化の手引きより抜粋】



第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(2) リユース・リサイクルの推進による資源循環

基本方針2 リユース・リサイクルの推進による資源循環



循環型社会の推進のため、リユース・リサイクルを徹底する必要があります。特に本市では、家庭系ごみの約50パーセントを「紙布類」が占めています。「紙布類」については、資源物として再利用されることから、ごみとして焼却するのではなく、資源物としてリサイクルを推進していきます。

施策2-① リユースの推進

① 不要になった家具のリユース

- 西貝塚環境センターに持ち込まれた家具のうちまだ使えるものは、リサイクル展示場で展示し、無償提供します。
- 民間事業者との協力により、不要になった家具のリユースを検討します。

施策2-② リサイクルの推進

① 雑がみの分別推進

- 雑がみの資源化を推進するため、ごみ収集カレンダーやホームページによる周知、出前講座を行います。

② 小型家電リサイクルの推進

- 市内の公共施設に回収ボックスを設置して、ノートパソコン・携帯電話等の小型家電を回収し、リユースを推進するとともに、使用されているレアメタル等の資源化について調査研究します。

③ 地域リサイクル事業への支援

- 出前講座等を通じて、市民に対して地域リサイクル事業への積極的な参加を呼びかけます。**【重点施策】**
- 近隣自治体の動向を踏まえ、地域リサイクル事業における報償金額については、適宜見直し、金額改定を検討します。

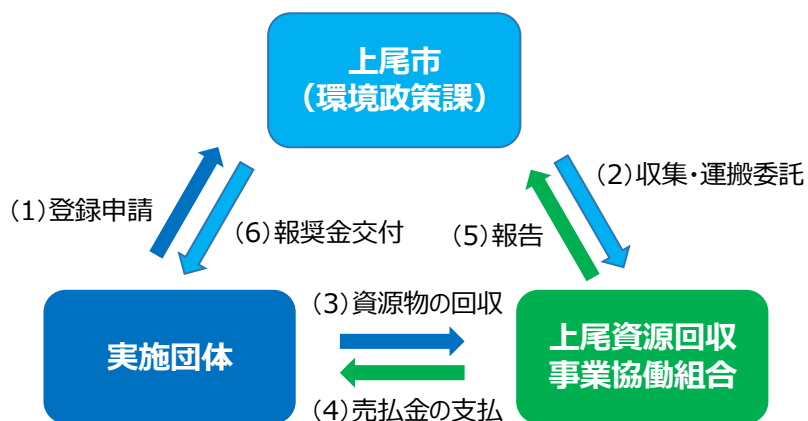
④ ペットボトルキャップのリサイクル

- 西貝塚環境センター等に集められたペットボトルキャップのリサイクルを推進します。

＜地域リサイクル事業への支援＞

本市では、ごみの資源化を進めるため、自治会や PTA 等の 130 を超える地域リサイクル実施団体の活動を支援しています。支援の内容は、紙類の収集に対する報奨金の支払い、資源物の収集・運搬の業務委託などです。

家庭系ごみの資源化を推進するため、今後も引き続き実施団体の支援を行います。



(3) 効率的な収集・運搬体制の確保

基本方針3 効率的な収集・運搬体制の確保



ごみ量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図ります。また、伊奈町との広域化や新しい技術の導入を見据えた収集・運搬体制を検討します。

施策3-① 効率的な収集・運搬体制の確保

① 収集・運搬体制の確保

- 市民団体との協働体制の構築などにより、ふれあい収集（高齢者等戸別訪問収集）、粗大ごみの戸別収集を充実させ、市民ニーズに対応したサービスの向上を図ります。

② 低公害車の導入促進

- 収集車の排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、低公害車による収集を促進します。

③ 動物遺体収集

- 道路等に遺棄された飼い主等が不明な犬・猫等の小動物の死骸の収集を適切に実施します。
- 犬・猫の死骸については、飼い主に返還等できるように、マイクロチップの確認を行います。

施策3-② 新たな収集・運搬体制の検討

① 広域化を見据えた効率的な収集・運搬体制の検討【新規】

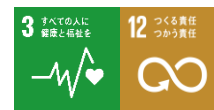
- 伊奈町とのごみ処理の広域化にあたり、効率的な分別・収集体制を検討します。

② 新たな技術を取り入れた収集・運搬体制整備に向けた調査・研究【新規】

- ごみ収集の効率化、市民サービスの向上を図るため、地理情報システム（GPS）を活用したごみ収集車の運行管理システムなど、収集・運搬における新しい技術の導入可能性について調査・研究します。

(4) 安心・安全なごみ処理体制の維持

基本方針4 安心・安全なごみ処理体制の維持



ごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、施設の適正運転とともに、計画的な維持管理を行います。また、現施設の延命化のための基幹的設備改良工事を進めるとともに、伊奈町との広域化による「(仮)上尾・伊奈広域ごみ処理施設」の整備を進めます。

施策4-① 安定処理のための施設の管理・整備

① 適正処理

- 充電式小型家電の回収日を設け、リチウムイオン電池等の発火による火災を防止します。
- 特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に収集・処分を行います。
- 在宅医療に伴い排出される注射針等や固化アスベストなどの廃棄物の適正処理に関する情報提供を推進します。
- 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、焼却残さの放射性物質の濃度測定を継続し、数値を把握します。

② 適正運転

- 大気汚染物質の発生を抑制するため、排出ガスの常時監視及び第三者機関による定期的な測定を実施し、測定結果を公開していきます。
- ごみ減量化により焼却量の削減を図るとともに、適正な稼働体制、稼働日数を維持します。
- 西貝塚環境センターの焼却施設の安定・適正運転を続けます。

③ 既存施設の延命化【新規】

- 西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事を実施し、安定処理のための大規模修繕及び温室効果ガス排出量削減を図り、また、長期的に安定した運転管理ができる体制を確保します。

④ 広域による新しい施設の整備【新規】

- 令和15年度の「(仮)上尾・伊奈広域ごみ処理施設」の稼働開始及び伊奈町との広域化に向け、各種計画策定及び調査を進めます。【重点施策】
- 施設整備にあたっては、脱炭素社会に向けた環境配慮のほか、防災拠点としての役割も加味した施設整備を検討します。【重点施策】

施策4-② 最終処分場の確保

① 最終処分場の確保

- 安全な最終処分を行うため、引き続き最終処分場を安定確保していきます。

② 最終処分量の抑制

- 最終処分場の搬入ルールを守るため、焼却残さに乾電池等の異物が混入しないように分別を徹底します。
- 焼却灰のセメント原料化等を進め、最終処分量を削減します。

施策4-③ 災害時などの対応

① 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

- 平成31年4月に策定した「上尾市災害廃棄物処理計画」に基づき訓練等を実施し、災害廃棄物処理体制を整備します。

② 広域連携

- 施設の故障や更新などによる運転停止時のごみ処理、風水害や大地震などの大規模災害時に発生する大量のごみを処理するため、県や近隣市町村間の連携強化を図ります。

<広域化による新しいごみ処理施設の整備>

本市は、莫大な費用を要するごみ処理事業を効率的に行うにあたり、伊奈町と広域ごみ処理を進めるため、平成30年6月に「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結しました。また、同年8月には両首長をトップとする「上尾・伊奈広域ごみ処理協議会」を設立し、「(仮)上尾・伊奈広域ごみ処理施設」の整備に向けた協議を進めています。

令和2年8月には、伊奈町大字小室柴中荻区内を建設候補地として決定し、その後、「上尾市伊奈町広域ごみ処理施設の整備促進に関する合意書」を締結して、新しいごみ処理施設の整備及びその後の運営管理を実施する主体として、一部事務組合を設立することで合意しました。

今後、一部事務組合の設立のほか、各種計画策定、調査を行い、令和15年度の稼働を目標に施設整備を進めていきます。



(5) 不法投棄ごみの発生抑制

基本方針5 不法投棄ごみの発生抑制



不法投棄ごみ対策やごみ散乱防止、ごみ集積所対策を推進します。また、それらの推進にあたり、環境美化推進員の活動を支援します。

施策5-① 不法投棄ごみの発生抑制

① 不法投棄ごみの発生抑制

- 不法投棄を防止するため、市職員及び環境美化推進員によるパトロールを強化します。
- 不法投棄防止看板の配布など啓発を進めます。
- 不法投棄監視システムの導入や関係機関との連携を進めます。

② ごみ散乱防止

- ごみ散乱防止や空き缶のポイ捨ての防止について、啓発事業を推進します。

③ ごみ集積所対策

- ごみ出しのマナーが守られない箇所、資源物の分別が十分でない箇所については市が指導を行います。
- 資源物持ち去り防止のため、集積所のパトロールを充実させます。
- 要望等に応じてごみ散乱防止ネットの提供を行い、カラス等によるごみの散乱を防止します。

④ 市民との協働による美化活動の推進

- 環境美化推進員連合会やその各地区支部と積極的に交流を図り、情報交換のほか、クリーン上尾などの環境美化運動を推進します。
- さらなるごみ減量・資源化の取組を進めるため、環境美化推進員組織の充実や支援を図ります。

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

(6) 脱炭素社会に向けたごみ処理

基本方針 6

脱炭素社会に向けたごみ処理



本市は、令和3年7月に2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が施行されました。

これらに基づき、脱炭素社会に向けたごみの分別、環境啓発、施設整備を進めていきます。

施策 6-① 脱炭素社会に向けたごみの分別

① プラスチックの分別及び再資源化の検討【新規】

- 令和4年3月策定の「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」で示された新たな分別案に基づき、「(仮)上尾・伊奈広域ごみ処理施設」の整備に向けて、プラスチックごみの分別と資源化への検討を進めます。【重点施策】

② バイオマスエネルギーの調査

- 地域特性に応じたバイオマスエネルギーについて調査・研究します。

施策 6-② 脱炭素社会に向けた環境啓発

① 環境学習の推進

- 市民に対して、ごみに関する情報提供とごみ減量・環境美化の意識向上を図るため、出前講座や環境問題学習会を行います。
- 主に市内小中学生を対象に、西貝塚環境センターの施設見学を行い、ごみ処理についての環境学習を行います。

② 各種イベントでの啓発

- 市のイベントにおいて、ごみ減量啓発活動を継続して行います。
- 地域で開催される祭りなどにおいて使い捨て容器等のごみ排出を抑制するため、リユース容器を積極的に活用するよう主催者や参加者へ呼びかけます。

③ グリーン購入の推進

- ごみの減量化や資源循環のため、「上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき市が率先してグリーン購入を実施するほか、家庭や事業所にグリーン購入を呼びかけます。

施策6-③ 脱炭素社会に向けた施設の整備

① 廃棄物エネルギーの利活用

- 西貝塚環境センターを安定稼働させ、廃棄物発電及び温熱利用を行い、効率的なエネルギーの利活用を行います。

② 【施策④-1と同じ】既存施設の延命化【新規】

- 西貝塚環境センターの基幹的設備改良工事を実施し、安定処理のための大規模修繕及び温室効果ガス排出量削減を図り、また、長期的に安定した運転管理ができる体制を確保します。

③ 【施策④-1と同じ】広域による新しい施設の整備【新規】

- 令和15年度の「(仮)上尾・伊奈広域ごみ処理施設」の稼働開始及び伊奈町との広域化に向けて、各種計画策定と調査を進めます。【重点施策】
- 施設整備にあたっては、脱炭素社会に向けた環境配慮のほか、防災拠点としての役割も加味した施設整備を検討します。【重点施策】

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

<脱炭素社会に向けたごみの分別>

本市が伊奈町と広域でごみ処理を行うにあたり大きな課題がごみの分別です。特に本市では容器包装プラスチックをはじめ、プラスチックごみはすべて焼却している一方、伊奈町では容器包装プラスチックは資源化しております。

広域化の方針を示す「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」の策定にあたり、両市町の将来のごみの分別の統合について、有識者と両市町住民で構成される「上尾・伊奈ごみ処理広域化検討会議」において全7回協議されました。

7回の協議を経て、検討会議は、伊奈町長に将来のごみの分別案を建議しました。今後は、この分別案を基に、両市町の分別区分の統合について検討を進めていきます。

表 3-26 分別体制の統一案

名称	内容例	排出方法		備考
		容器	収集方法	
可燃ごみ	生ごみ・紙くず・木や枝・布類（汚れて再利用できないもの）・革製品等（プラスチック製容器包装を除く）	透明・半透明の袋に入れて排出	集積所収集	プラスチック製品については柔軟に対応していく
不燃ごみ	陶器くず・傘・包丁・割れガラス・鏡等（小型家電を除く）			—
資源物	飲料缶・スプレー缶	品目ごとに分けて紐で束ねる 布類は透明・半透明の袋に入れて排出	集積所収集	—
	ペットボトル			—
	透明ビン・色付ビン			—
	紙類・布類			—
	プラスチック製容器包装			透明・半透明の袋に入れて排出
粗大ごみ	粗大ごみの大枠の規定を検討する	そのまま排出	個別有料収集または自己搬入	処理方式や施設整備を踏まえて詳細区分を検討する

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

表 3-27 上尾市の現分別体制との変更点

項目	現体制	統一後
可燃ごみ	【名称】 可燃物	【名称】 <u>可燃ごみ</u>
	【内容】 生ごみ・紙くず・木や枝・布類（汚れがひどいもの）・革製品、プラスチック製容器包装等	【内容】 生ごみ・紙くず・木や枝・布類（汚れて再利用できないもの）・革製品等（ <u>プラスチック製容器包装を除く</u> ）
不燃ごみ	【名称】 不燃物	【名称】 <u>不燃ごみ</u>
	【内容】 陶器くず・傘・包丁等（小型家電を除く）	【内容】 陶器くず・傘・包丁・ <u>割れガラス・鏡</u> 等（小型家電を除く）
ビン	【名称】 ガラス	【名称】 <u>透明ビン、色付ビン</u>
	【内容】 ビン、割れガラス、鏡	【内容】 <u>透明なビン・色のついているビン</u>
プラスチック製容器包装	（新設）	【名称】 プラスチック製容器包装
	（新設）	【内容】 <u>ペットボトルのキャップ・ラベル・食品包装用のトレイ等（プラマークのあるもの）</u>

表 3-28 伊奈町の現分別体制との変更点

項目	現体制	統一後
飲料缶・スプレー缶	【名称】 カン	【名称】 <u>飲料缶・スプレー缶</u>
紙類・布類	【名称】 古紙・古着	【名称】 <u>紙類・布類</u>

第5節 計画の進行管理

1. 推進体制

本計画の推進に向けて、市民・事業者の協力は欠かせません。本市は、この計画を基にごみの発生抑制や再利用の促進について、国や県、近隣自治体と調整を図り、市民や事業者の理解と協力を得ながら、具体的施策を着実に実施していく必要があります。

本市においては、「上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」第7条の規定に基づき、「上尾市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、本計画の内容や進捗状況をはじめ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議します。

2. 進行管理

計画に示した具体的施策を効果的に実施し、計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルの考えに基づいた進行管理を図ります。

計画の進捗状況とごみ処理状況は、年度ごとに点検・評価し、「上尾市廃棄物減量等推進審議会」へ報告し、結果に応じて具体的施策の内容や進め方の改善を図るとともに、市民・事業者への公表を行います。

さらに、計画期間の中間年度（令和9年度）には、計画の内容や具体的施策の実施状況全般について点検・評価し、必要に応じて見直しを図ります。

なお、計画の策定・見直しにあたっては、「上尾市廃棄物減量等推進審議会」の議を経るほか、市民コメント等により広く市民、事業者などの意見を求め、反映します。

